

.....第2次.....

みなべ町 長期総合計画

.....後期基本計画.....

令和4年3月
和歌山県みなべ町

「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」の実現に向けて

みなべ町長期総合計画は、今後の町運営をしていくための指針となるものであり、町政における最上位の計画です。平成16年のみなべ町誕生後、平成29年に10年を計画期間とする「第2次みなべ町長期総合計画」を策定しました。町を取り巻く環境などには様々な変化が続いており、常に時代に即した町政運営が求められることから、このたび、令和3年度で終了する「前期基本計画」を見直し、令和8年度までの「後期基本計画」を策定いたしました。



振り返りますと、平成23年の東日本大震災、同年の紀伊半島大水害、平成28年の熊本地震などの大きな災害により、町民の皆様の安心・安全に対する意識は非常に高まりました。本町では、南海トラフ地震などに対して一人の犠牲者も出さないとの覚悟のもと防災・減災に取り組み、その一環として高台に防災拠点の整備を進め、本年4月に開園されるこども園を福祉避難所として利用できる協定などを結んで子育てと防災の両面から新たな一歩を踏み出しています。

また、本町では少子高齢化、人口減少とそれに伴う空き家の増加、後継者不足や労働力減少が進んでいます。産業では、「みなべ・田辺の梅システム」を核とした梅産業の発展や、「梅」という全国トップの特産品をもつ強みを、林業、漁業、商工業、観光の牽引役として所得向上、雇用の維持・確保に取り組み、次世代の育成では、子育てしやすい、子どもたちの笑いが聞こえる町づくりを進める必要があります。まさに今、10年先、20年先を見据え、町ぐるみで人口減少を食い止め、人が輝く快適なまちの実現に向けた歩みを進めていく時であると考えています。

同時に、町をあげての歩みを進めていくためには、行政だけではなく町民の方々の積極的な町政への参画・協働が不可欠です。今後とも、より一層のご指導・ご協力のほどお願いいたします。

最後に、策定にあたって貴重なご意見・ご提言をいただきましたみなべ町長期総合計画審議会委員の方々をはじめ、多くの皆さまに深く感謝申し上げます。

令和4年3月

みなべ町長 小谷芳正

目次

第1部 序論	4
第1章 計画策定にあたって	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の性格と役割	6
3. 計画の構成と期間	7
第2章 みなべ町の概要	8
1. 町の沿革	8
2. 位置と地勢	10
3. 人口動向	11
第3章 これからのまちづくりに向けて	14
1. まちづくりに向けた住民意向	14
2. まちづくりに生かすべき特性	18
3. 町を取り巻く社会・経済動向	19
4. みなべ町の課題	21
第2部 基本構想	24
第1章 みなべ町の将来像	26
1. 将来像	26
第2章 将来像実現のための基本目標	27
1. 緑豊かで快適なまち	27
2. 永く住みたい魅力あるまち	28
3. 便利・安心・安全なまち	29
4. 町民参画と官民協働のまち	30
5. うめ世界一の元気なまち	31
第3部 基本計画	34
第1章 緑豊かで快適なまち	38
1-1 自然との共生の推進	40
1-2 土地利用の促進	42
1-3 上下水道の整備	44
1-4 環境衛生対策の推進	46

第2章 永く住みたい魅力あるまち	48
2-1 少子化対策の推進	52
2-2 教育の充実	54
2-3 青少年の育成	56
2-4 高齢者福祉の充実	58
2-5 保健・医療・福祉の充実	60
2-6 障がい児者支援の充実	62
2-7 生涯学習の推進	64
2-8 人権対策の推進	66
第3章 便利・安心・安全なまち	68
3-1 道路・交通網の整備	70
3-2 地域防災の充実	72
3-3 消防体制の充実	74
3-4 交通安全対策の推進	76
3-5 防犯対策の充実	78
第4章 町民参画と官民協働のまち	80
4-1 町政への町民参加・参画の推進	82
4-2 行政改革の推進	84
4-3 財政基盤の安定化	86
第5章 うめ世界一の元気なまち	88
5-1 農業の振興	90
5-2 林業の振興	92
5-3 漁業の振興	94
5-4 商工業の振興	96
5-5 観光の振興	98
資料編	100
1 統計等データ	102
2 みなべ町長期総合計画審議会条例	114
3 審議会委員名簿	115
4 諮問	116
5 答申	117
6 審議経過	118

第1部 序論

第1部 序論は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示すものです。計画策定の趣旨や構成、みなべ町の現況、住民意向調査の結果や社会的な背景、町の課題などについてまとめます。



第1章 計画策定にあたって

第2章 みなべ町の概要

第3章 これからのまちづくりに向けて



第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

みなべ町は、平成16年10月1日に、南部町と南部川村の合併により誕生しました。平成19年には「みなべ町長期総合計画」を策定し、町内各地の発展や一体感の醸成などを図りつつ、自然の豊かさを生かしながら個性的なまちづくりを行ってきました。

しかし、平成19年に策定した「みなべ町長期総合計画」から10年が経過し、本町を取り巻く社会情勢や経済状況は大きく変化しています。日本全体のグローバル化やIT化はさらに進展し、かねてから懸念されていた少子高齢化も一層進み、今まさに超高齢社会、人口減少社会が到来しています。その一方では地方分権等が進み、国及び町の財政状況が厳しい中で町の独自の取組や個性が求められています。

このような状況下においては、町と町民がともに力を合わせて現在の地域の課題などに取り組み、より地域の価値をつくり上げていく必要があります。

さらに、こうした状況に対応するために、過去の先人たちが築いてきた自然や文化、歴史などを引き継ぎつつ、さらに新たなまちづくりを行うべく、本計画を策定します。

2 計画の性格と役割

本計画は、町の行政分野すべてを網羅したもので、各行政分野の基本となるものです。また、町の様々な計画の中で、最上位計画の位置づけとなるものです。

▼ 計画の位置づけ

総合計画（基本構想・基本計画）

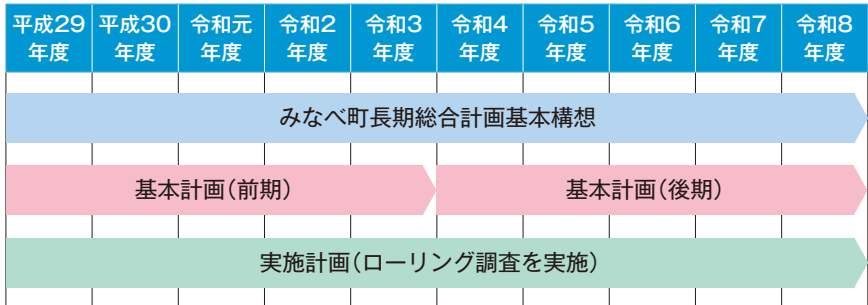
各種の計画

(例) みなべ町まち・ひと・しごと創生総合戦略
みなべ町子ども・子育て支援事業計画
みなべ町地域防災計画 など

3 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画から構成され、さらに、実施計画で補完され、計画期間中の予算に反映されます。各計画の役割及び計画期間は次のとおりです。

▼ 計画の期間



1 基本構想 ～まちづくりの柱(=基本目標)を定めます～

基本構想では、まちの「目指す姿」を明らかにした上で、その実現に向けた政策大綱となる「基本目標」と「施策体系」を示します。

計画期間は、平成29年度を初年度に令和8年度までの10年間とします。

2 基本計画 ～まちづくりの将来像を実現するための事業を取りまとめます～

基本構想で示されたまちづくりを実現するための取組を示します。

なお、平成29年度からの5年間を前期計画、令和4年度からの5年間を後期計画の計画期間とします。

3 実施計画 ～主要施策の具体的手段として取り組みます～

基本計画で定めた主要施策を実現するための各年度の取組(事務事業)を掲載する計画であり、予算編成の指針となるものです。

実施計画は、社会経済や財政状況等を勘案しつつ柔軟に対応できるよう見直しを図りながら、目標達成に向けて取り組みます。

第1部 序論

第2章 みなべ町の概要

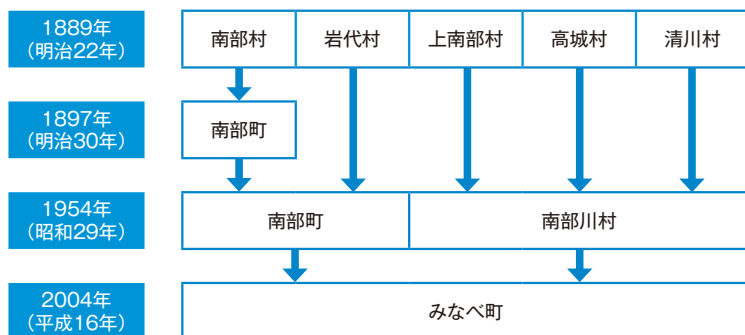
1 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、また、平安時代から中世にかけては「南部庄」として一つの地域を構成していました。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していました。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められました。この大合併により、30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併されました。

昭和の大合併においては、第二次大戦後の新憲法のもとで、仕事や権限はできるだけ地方自治体に、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村に配分すべきであるという考え方のもと、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事が市町村でこなせるよう、昭和28年に「町村合併促進法」が制定されました。本町では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もありましたが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合され、その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足しています。

そして、平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生しました。



平成17年には、新たなまちづくりを行うべく、町民が一丸となって、町の歴史と自然の恵みに感謝し、誰もが住みたいまちとなるようにとの誓いを込めて町民憲章を定めました。

みなべ町民憲章

わたしたちは 日本一の梅の里 みなべ町の歴史と自然の恵みに感謝し
だれもが住みたいと思える新しいまちづくりへの誓いをこめて
ここに町民憲章を定めます

- 1 海 山 川の自然を愛し 美しいまちをつくります
- 1 産業に誇りをもち 活力あるまちをつくります
- 1 健康と安全を願い 笑顔あふれるまちをつくります
- 1 歴史に学び 香り高い文化のまちをつくります
- 1 交流の輪を広げ 互いに支えあうまちをつくります

▼町民憲章碑



第1部 序論

2 位置と地勢

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しています。日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接しています。生活圏域としては、田辺広域圏と御坊広域圏の中間地域に位置しています。

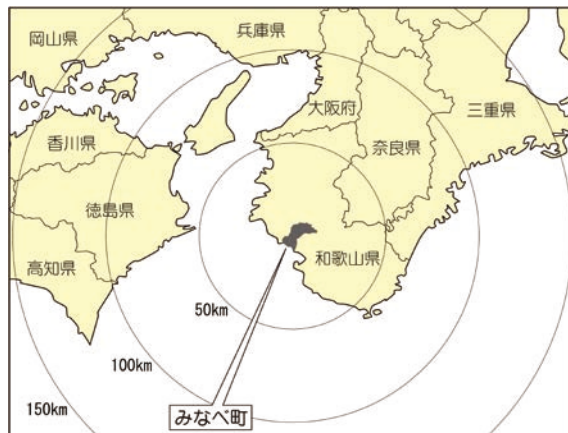
総面積は120.28km²で、現在の和歌山県下市町村の平均面積である157.53km²よりは少し下回りますが、和歌山県全域面積（4,726km²）の約2.5%を占めます。

紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地や低地があり、山林地帯もあるバラエティに富んだ地勢をもっています。丘陵地に広がる梅林は、「南部梅林」とも呼ばれ、日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が行われています。

山間部は、森林、渓谷などの自然資源に恵まれ、江戸時代からの湯治場とされる「鶴の湯温泉」があります。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産が盛んで、備長炭の里としても有名です。

「千里の浜」などからなる海岸部は、風光明媚な景観を誇り、「国民宿舎紀州路みなべ」などの温泉施設があります。海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地として全国的に有名です。

▼ みなべ町の位置

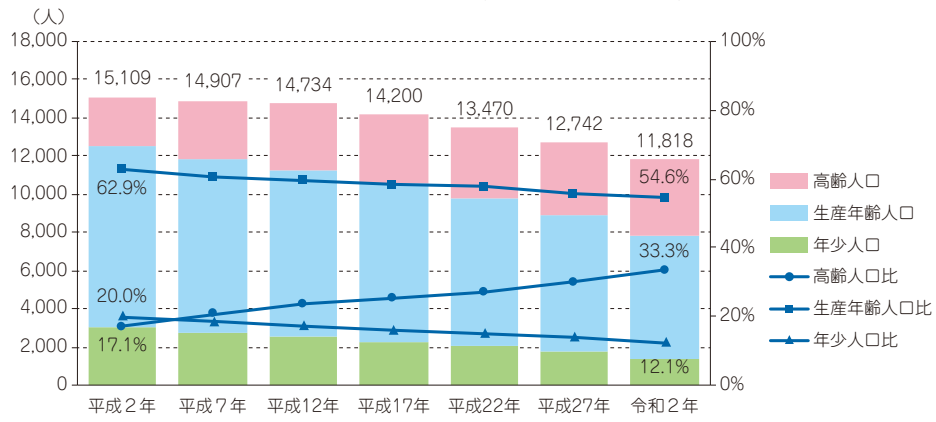


3 人口動向

みなべ町の総人口を、平成2年から見ると、年々減少していることがわかります。平成2年から平成17年までの15年間における、5年ごとの減少率は平均▲2.04%と、緩やかな減少傾向にありましたが、平成17年から令和2年にかけての5年ごとの減少率は平均▲5.93%と大きくなっています。

年齢層の構成比で見ると、生産年齢人口比（15～64歳）は平成2年の62.9%から令和2年の54.6%へと8.3ポイント低下し、年少人口比（0～14歳）は20.0%から12.1%へと7.9ポイント低下しています。一方、高齢人口比（65歳以上）は17.1%から33.3%へ16.2ポイントの上昇となっています。長期にわたり総人口が減少し、生産年齢人口及び年少人口が減少傾向にあることから、今後も少子高齢化について見ていく必要があります。

▼ みなべ町 総人口及び3階層別人口の推移（平成2年～令和2年）



	人口（人）				構成比率		
	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
平成2年	15,109	3,023	9,499	2,587	20.0%	62.9%	17.1%
平成7年	14,907	2,762	9,063	3,082	18.5%	60.8%	20.7%
平成12年	14,734	2,541	8,735	3,458	17.2%	59.3%	23.5%
平成17年	14,200	2,253	8,327	3,620	15.9%	58.6%	25.5%
平成22年	13,470	2,021	7,785	3,664	15.0%	57.8%	27.2%
平成27年	12,742	1,759	7,128	3,855	13.8%	55.9%	30.3%
令和2年	11,818	1,427	6,452	3,939	12.1%	54.6%	33.3%

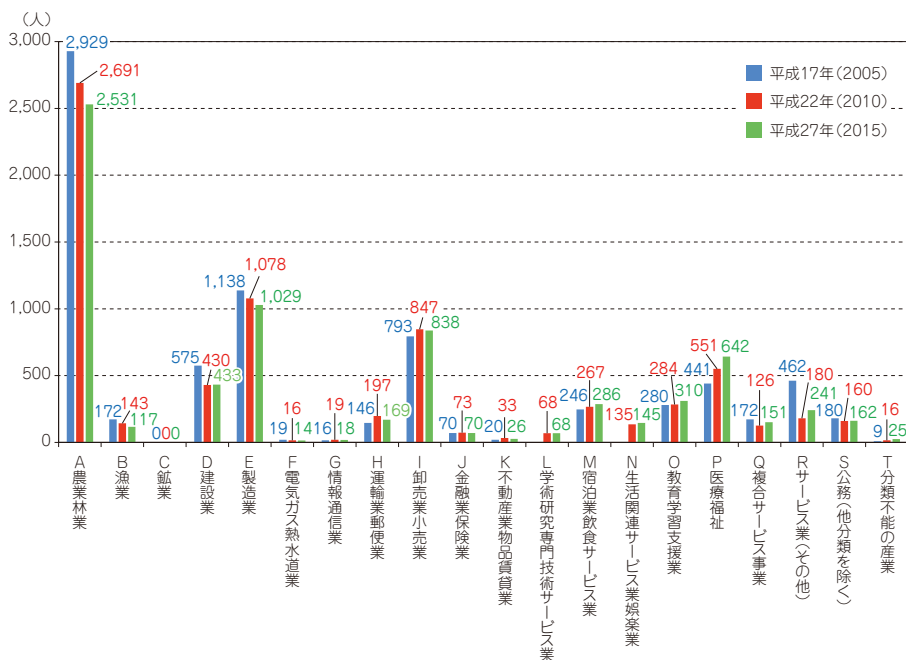
資料：国勢調査

第1部 序論

産業別の就業人口を見ると、最も就業者数が多いのは、「農業林業」、次いで「製造業」となっており、本町の主要産業である梅の生産・加工に関わると思われるこの2つの就業者数が、平成27年時点で全体の約49%を占めています。しかし、いずれも就業者数が減少しており、特に農業林業では平成17年に比べ▲13.6%の減少となっています。

また、平成27年の年齢階級別産業人口比率を見ると、「農業、林業」、「漁業」では60歳以上の比率が50%以上となっており、第1次産業への就業者は、他の産業に比べ著しく高齢化が進んでいることから、今後一層の就業者数の減少が懸念されます。

▼ みなべ町の産業別就業人口（15歳以上）の推移



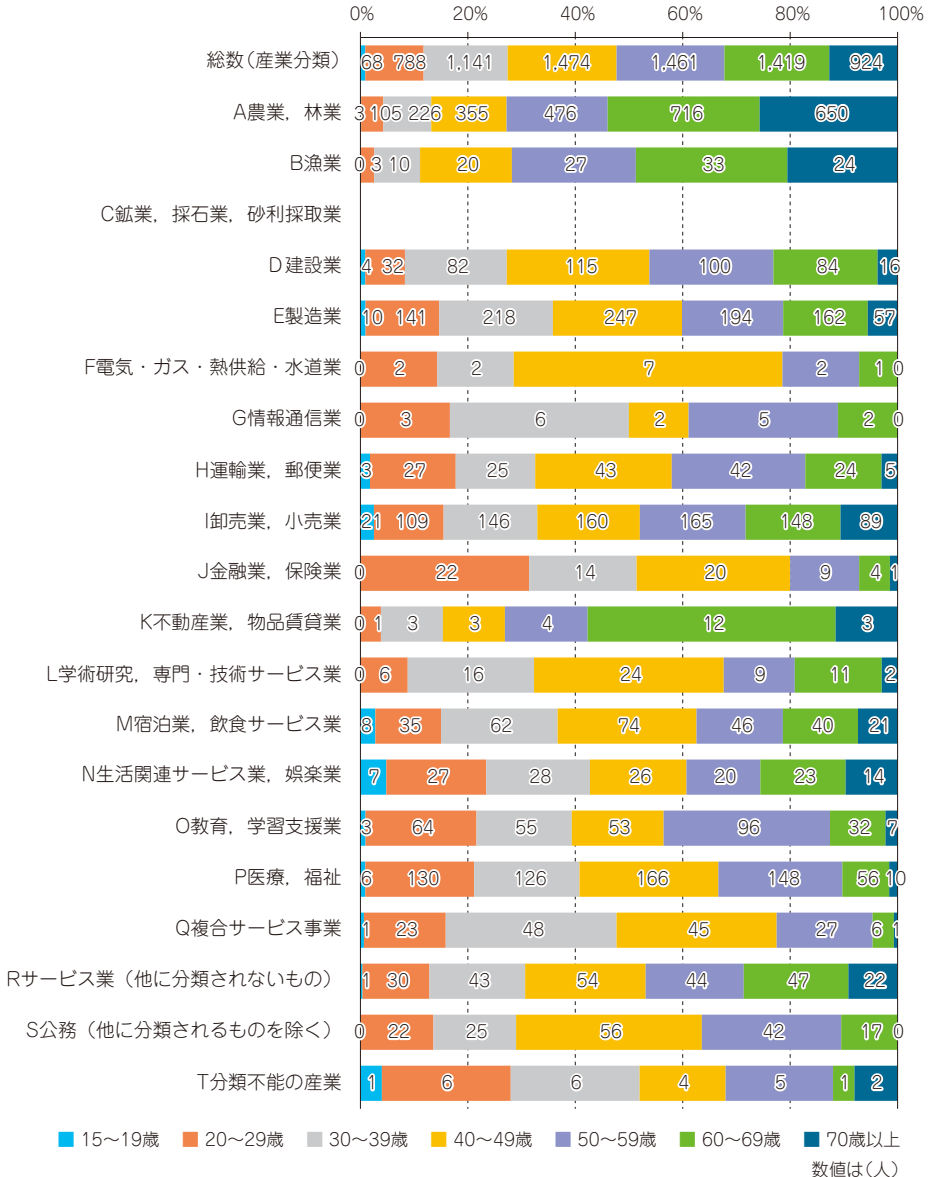
平成17・22・27年国勢調査

(平成22年の産業分類に合わせて加工)

平成17年の数値がないものは、分類方法が違っているため、他の分類に含まれている



▼ みなべ町の年齢階級別産業人口比率



平成27年国勢調査

第1部 序論

第3章 これからのまちづくりに向けて

1 まちづくりに向けた住民意向

1 住民意向調査

「第2次みなべ町長期総合計画後期基本計画」の策定にあたり、住民意向調査（以下、「今回調査」といいます）を行いました。調査の方法は、次のとおりです。なお、平成27年に、みなべ町総合戦略の策定にあたり同等の調査（以下、「前回調査」といいます）を実施しており、以下では必要に応じて前回調査との比較を掲載します（調査結果は一部抜粋）。

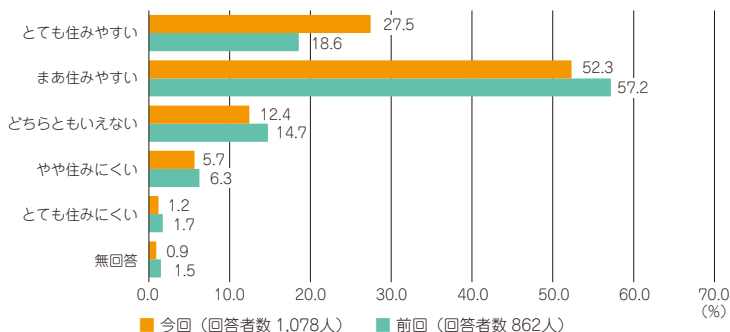
調査対象：町内にお住まいの方2,000人を住民基本台帳から無作為抽出
調査期限：令和2年10月9日～10月26日
調査方法：郵送配布・郵送回収
配布・回収状況：

	配布数	有効回収数	回収率
今回調査	2,000票	1,078票	53.9%
前回調査	2,000票	866票	43.3%

2 みなべ町の住みやすさ

みなべ町の住みやすさについては、「まあ住みやすい」が52.3%と最も多く、「とても住みやすい」が27.5%、「どちらともいえない」が12.4%、「やや住みにくい」が5.7%、「とても住みにくい」が1.2%となっています。

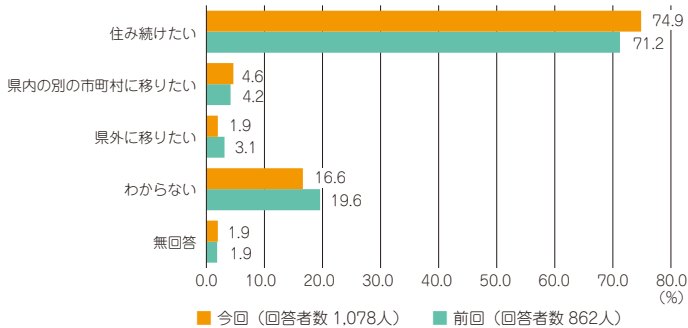
前回調査と比較すると、「とても住みやすい」は8.9ポイント増加し、「まあ住みやすい」は4.9ポイント減少しています。「やや住みにくい」「とても住みにくい」は、ともに減少しています。



3 今後のみなべ町での居住意向

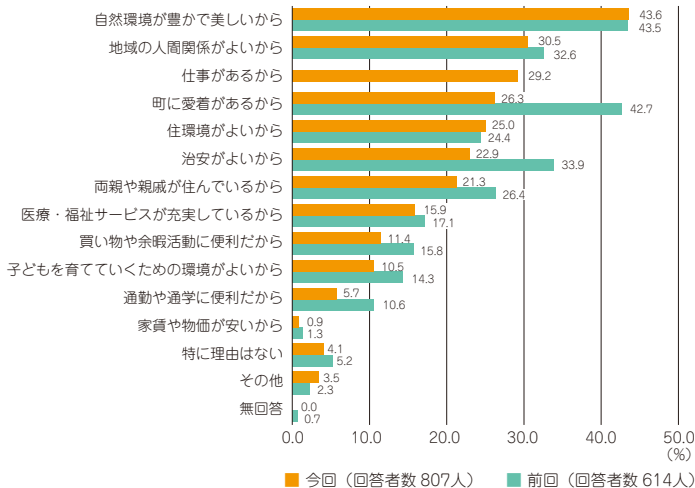
今後のみなべ町での居住意向は「住み続けたい」が74.9%と最も多く、「わからない」が16.6%、「県内の別の市町村に移りたい」が4.6%、「県外に移りたい」が1.9%となっています。

前回調査と比較すると、「住み続けたい」が3.7ポイント上昇しています。



4 住み続けたい理由

みなべ町に住み続けたいと回答した方に理由をたずねたところ、「自然環境が豊かで美しいから」が43.6%、「地域の間人間関係がよいから」が30.5%、「仕事があるから」が29.2%、「町に愛着があるから」が26.3%、「住環境がよいから」が25.0%となっています。前回調査と比較すると、「町に愛着があるから」「治安がよいから」が10ポイント以上減少しています。



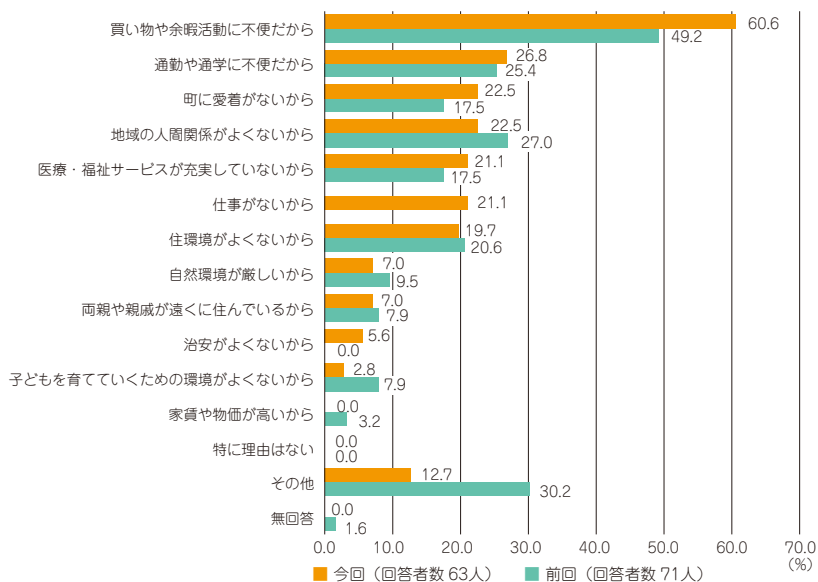
※「仕事があるから」は前回選択肢無し

第1部 序論

5 町外へ移りたい理由

みなべ町外へ移りたいと回答した方に理由をたずねたところ「買い物や余暇活動に不便だから」が60.6%と最も多く、「通勤や通学に不便だから」が26.8%、「町に愛着がないから」及び「地域の人間関係がよくないから」が22.5%、「医療・福祉サービスが充実していないから」及び「仕事がないから」が21.1%となっています。

前回調査と比較すると、「買い物や余暇活動に不便だから」が11.4ポイント増加しています。

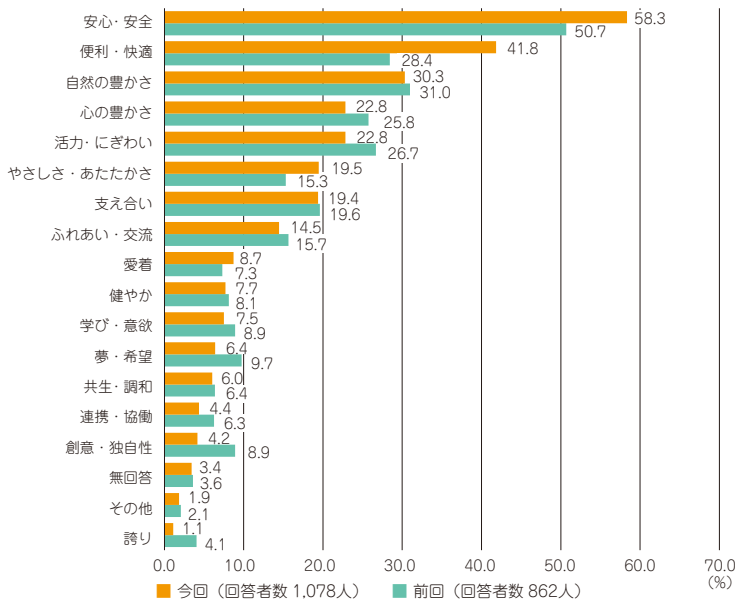


※「仕事がないから」は前回選択肢無し

6 まちづくりを進めていく上でのキーワード

まちづくりを進めていく上でのキーワードについては「安心・安全」が58.3%と最も多く、「便利・快適」が41.8%、「自然の豊かさ」が30.3%、「心の豊かさ」及び「活力・にぎわい」が22.8%となっています。

前回調査と比較すると、「安心・安全」が7.6ポイント、「便利・快適」が13.4ポイント増加しています。



第1部 序論

2 まちづくりに生かすべき特性

1 豊かな自然環境

本町には、全国有数のアカウミガメの産卵地でもある「千里の浜」があり、南部川流域に広がる丘陵地には日本最大級の梅林が広がっています。また、豊かな自然を有する山林地帯もあり、それぞれの個性を有する海・山・川が、町民への豊かさや安らぎを与えてくれています。

2 うめ産業を中心にした産業形態

本町は、全国的に知られた梅の産地であり、南高梅は全国的なブランドになっています。平成27年には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定され、梅自体だけではなく、その守り抜くべき伝統的な生産方法などにも注目が集まっています。そして、梅を原材料とした梅加工業も発展しており、町内で梅干や梅酒などをはじめ様々な形での加工や関連製品の製造・販売が展開されています。

また、炭の最高級品である紀州備長炭も全国有数の産地であり、南高梅と並んで全国に誇るブランドとなっています。このほか、蒲鉾、干物、シラスなどの水産加工品も生産されるなど、自然と共生しながら、地域の自然を生かした特徴的な産業を有しています。

3 町への愛着心

豊かな自然環境や地域とのつながりなどから生まれた町への愛着心は、大都市にはない、町の大きな特徴となっています。また、南高梅、備長炭など、全国有数のブランドである地域資源があることが、一層、町の誇りにつながり、町への愛着心を高めているといえます。

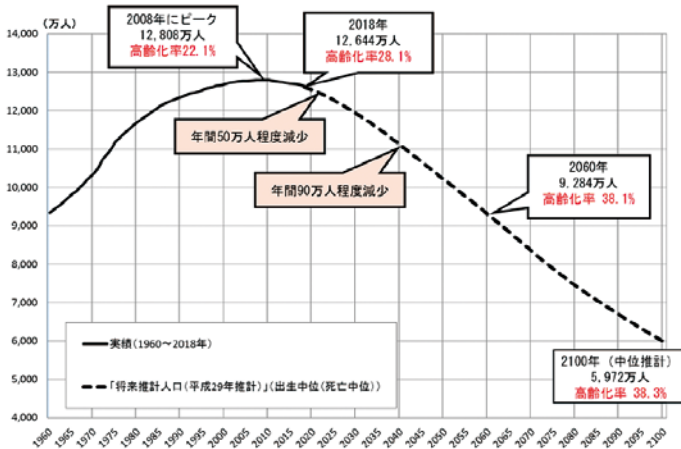
住民意向調査でも、住み続けたい理由として、「自然環境が豊かで美しいから」、「地域の人間関係がよいから」が上位2位となっています。

3 町を取り巻く社会・経済動向

1 全国的な少子高齢化・人口減少

少子化や高齢化が進展し、日本の総人口は2008年にピークを迎えた後、年々減少し続けています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,284万人まで減少すると見通されています。

▼ 我が国の人口の推移と将来推計



総務省「国勢調査」、社人研「将来推計人口（平成29年推計）」等に基づき作成。
（注）「高齢化率」は総人口に占める老年人口（65歳以上人口）の割合。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）より

2 地域間競争の進展

国と地方自治体との関係においては、2000年代初頭の三位一体改革などにはじまり、地方分権が進められています。それにより、地方自治体はより一層の責任をもって、充実した住民サービスを提供していくことが求められています。

現在では、それがさらに進み、例えば、ふるさと納税などに見られるように、全国の各自治体が独自の施策やPRなどを展開しており、自治体間競争や地域間競争が激化してきています。

第1部 序論

3 高度情報化の進展

インターネットなどに見られるICT（情報通信技術）の発展により、人々のコミュニケーション手段や情報の入手のあり方が大きく変わってきています。特に、2010年代に入るとタブレット端末やスマートフォンが登場し、より簡単にコミュニケーションが図れるようになり、情報へのアクセスも容易になりました。

今後、5Gの商用サービスなどにより、IoT、AIなどを活用する基盤整備はさらに進展すると予想されています。

4 産業構造の変化

農林水産業においては、全国的に生産者等の高齢化や後継者不足などが続いています。このような中、平成27年10月には環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意され、自由貿易の進展とともに、安価な輸入品の増加が懸念されるなど、国の施策を含め今後の動向を見据えていく必要があります。

製造業においては、2000年代に、経済のグローバル化や円高などが進み、製造業の海外移転などが進みました。2010年代には円安などにより、一部で工場の国内回帰などもありましたが、製造業の厳しい状況は続いています。

一方、経済のサービス化が進み、第3次産業の重要性が増しています。日本社会の高齢化に伴い、今後も医療介護産業の伸びは期待できます。また、訪日観光客が令和元年には3,188万2千人に達し、和歌山県の令和元年度観光入込客数も前年比102.4%となるなど、観光産業に大きな注目が集まっています。

5 自然災害の頻発・巨大災害の切迫

近年では、毎年のように全国各地で台風や豪雨による自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。また、南海トラフ地震は、前回の南海トラフ地震¹が発生してから70年以上が経過した現在、次の地震発生¹の切迫性が高まっています。

1 前回の南海トラフ地震は、昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年）でした。

4 みなべ町の課題

1 少子高齢化・人口減少

少子高齢化や人口減少は全国的な現象ですが、本町においても同様であり、国立社会保障・人口問題研究所に基づいた推計によると、2060年には町の人口は5,715人になると推定されています¹。地域格差が進む中において、本町はより一層厳しい状況を迎えるといえます。

生産年齢人口の減少は、労働力不足を招くとともに、後継者不足などの問題も生じます。これは単に労働面だけではなく、地域活動など町の豊かな暮らしを支える取組の衰退をも招きかねません。

また、高齢人口の増加により、社会保障制度の維持や高齢者が安心して住み続けられる対策が必要となります。少子化では、児童生徒の減少に伴い、次世代を支える子どもたちが通う学校や教育環境の変化が懸念されています。

特に地域により、人口減少率や高齢化率が異なるので、それぞれの地域に応じた対策が必要とされます。

2 産業振興

本町には、海・山・川の豊かな自然があり、その自然に基づいた農林水産業は町にとって、重要な産業となっています。

特に、農業では、日本一の梅産地として有名であり、生産者と加工業者との連携により、トップブランドの地位を確立しました。そして、平成27年には「みなべ・田辺の梅システム」として世界農業遺産に認定されるなど、今後は生産・加工にとどまらず、観光分野など新たな側面からの取組も期待されています。ただ、昨今の食生活の変化などから梅の消費が伸び悩み、農業所得が減少するなど、厳しい状況が続いています。

また、農業だけではなく、林業、漁業なども厳しい状況が続いており、若者の雇用の場を確保し町の人口流出を抑制する上で、町の産業振興や生産者の所得向上は重要な課題といえます。

産業振興を図る上で、今後は観光産業の重要性が増すことが予想され、農林水産業といかに結びつけていくかなどの視点も必要となります。ただ、生産者等の高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地の増加や、森林の整備や保全が行き渡らないことによる自然環境の変化も懸念され、観光資源としての豊かな自然をいかに保全していくかということも併せて重要となっています。

1 国立社会保障・人口問題研究所「令和元年6月推計」を基にした推計。今後の地方創生の進展を想定した「みなべ町人口ビジョン(令和2年)」における2060年の目標人口「9,700人」とは異なります。

第1部 序論

これらのことから、本町では農林水産業、観光産業、自然保全などが有機的に結びついており、多面的かつ総合的な視野で産業振興を図っていくことが肝要です。

3 安心・安全のまちづくり

平成23年の東日本大震災や紀伊半島大洪水などの経験から、より一層、人々の防災に対する関心は高まっており、海岸部では津波対策、山間部では土砂災害対策といった地区別のきめ細かい防災対策が必要となっています。

また、高齢者による交通事故の増加や凶悪犯罪の発生、食の安全確保や新型コロナウイルス感染症等の不安要素が増していく中においては、町民が安心して暮らせる環境が求められています。

住民意向調査でも、まちづくりを進めていくためのキーワードとして、まず「安心・安全」が挙がっているように、安心・安全なまちづくりは、何よりも町民にとって重要なポイントとなっています。そのためには、自然災害対策の強化や防犯対策などを重視したまちづくりが必要となります。

4 次世代の育成

少子高齢化の問題も含め、町にとって子どもたちは、家族のみならず地域全体の宝といえます。未来の町を支える存在として、また、町への郷土愛を忘れず日本全国や世界に羽ばたくような存在として子どもたちを育てることは、町にとって非常に重要な課題です。

これまでは、学生への経済的な支援として、みなべ町奨学金貸付制度などを創設し実施することで、町民の教育面をサポートしてきました。平成28年度からは、貸付だけでなく給付を行うふるさと応援奨学金制度をスタートさせ、教育支援を強化しています。教育内容としても、地域学習などを実施し、愛郷心を育む取組などを行ってきました。ただ、社会が複雑化、グローバル化し、高度な知識や技術などが求められる中では、より一層の施策を進め、町を愛しつつ町内外で活躍できる子どもたちを育てていく必要があります。

また、産業分野に目を向けると、農林水産業では生産者等の高齢化が進んでおり、後継者不足が課題となっています。農林水産業においては、単に生産や漁獲をすればいいというものではなく、一定の技術力や品質が求められるものです。このままでは全国的なブランド力を有する南高梅をはじめ、農林水産品の供給力低下や品質の低下などといった事態を招くおそれもあり、町の経済的基盤が弱体化することも考えられます。

将来にわたって生き生きとした町であるために、子どもたちや後継者などをしっかりと育成していくことが大きな課題となります。

5 町民交流の推進

町にとっては、NPO やボランティア、自治会活動など地域のコミュニティ活動が非常に重要です。これまでも、町民間の交流は行われてきており、行政としてもそのサポートを実施してきました。

町民同士がともに笑い、時には支え合うといったことを実現するためにも、今後も引き続き、町民間の交流を推進する必要があります。町民交流を推進することで、多くの町民が感じている町への愛着心がより高まり、さらに、町を愛してもらうために町民同士がふれあい、笑いあえるような場づくりを積極的に行っていくことが重要です。

第2部 基本構想

第2部 基本構想では、まちの目指す姿を明らかにし、その実現に向けた基本目標と、全体的な施策の体系を示します。



第1章 みなべ町の将来像

第2章 将来像実現のための基本目標



第2部 基本構想

第1章 みなべ町の将来像

1 将来像

みなべ町には、海、山、川、温泉などの自然資源があります。農業、林業、漁業などの産業はその特質を生かしており、農業では梅、林業では備長炭、漁業及びその加工業では蒲鉾や干物、シラスなどが町の特産品となっています。

また、豊かな自然の中から生まれる、都会では得られないような自然と協調した暮らしや人との交流が町の特徴といえます。

平成19年に策定された「みなべ町長期総合計画」では、町の将来像を「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」と決めました。これは、平成16年に、南部町と南部川村が合併した際のまちづくり基本構想の概念に沿うものであり、町としても引き続き、継承し発展させていくべきものだと考えています。

今、我が国は様々な社会情勢の変化にさらされており、それに伴って町を取り巻く状況も大きく変わってきています。

しかし、変化の中にあっても守り抜かなければならないものがあります。みなべ町の特徴や、そこから得られる町ならではの暮らし、まちづくりをさらに進めていくための将来像は、まさに「守りつつ発展させていく」べき理念であると考えます。

このことを踏まえ、本計画においても引き続き、町の将来像を次のように定めます。

海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち

第2章 将来像実現のための基本目標

将来像に掲げた「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」を実現するため、次の5つの目標を定め、まちづくりを推進します。

1 緑豊かで快適なまち

本町には、海・山・川などの豊富な自然があります。

山林の水源涵養機能により雨水を貯留し、きれいで豊かな水が河川に流れ込みます。栄養素を多く含んだ山からの恵みは田畑などの豊饒な土壌も生み出し、海に流れては魚介類などの餌にもなり、豊かな漁場を生み出してくれています。この海・山・川がつながり結びついた自然の恵みは町民にとっての安らぎや潤いなどをもたらしてくれるものであり誇りでもあります。また、本町の産業には、これら自然からもたらされるものも多く、経済的にも豊かな恵みをもたらしてくれます。

しかし、これらの自然はそのままでは維持することはできません。生活排水などによる河川の水質悪化やごみの不法投棄などにより、町の誇りである自然が汚されるリスクは絶えずつきまとっています。本町の豊かな自然は、ありのままに存在してきたというのではなく、先人が守り続けてきたものであるという意識のもと、今後も自然環境の保全に努めていきます。

同時に、不便さの克服と併せて、住民が暮らしやすい、快適なまちづくりも必要となります。人口減少に歯止めをかける意味でも、各地域の特徴・状況に応じた安全で快適な住宅環境の構築や、空き家の利用促進などを、自然との共生を図りながら進めていきます。また、厳しい財政状況下にあっても、紀州材で建築・増改築する住宅への補助などの取組を続けていきます。

Catchphrase

う み・やま・かわの自然とともに生きる

第2部 基本構想

2 永く住みたい魅力あるまち

少子化対策は、持続可能な町をつくるための重要な取組です。本町ではこれまでも、婚活イベントの開催支援や、医療費等の助成、妊娠から育児までの相談、保育環境の充実、学童保育所の拡充、奨学金の貸与や就学援助費の給付などの子育て支援を行ってきました。今後も、結婚しやすい環境づくりや、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援などの少子化対策を進めていきます。

町の将来を担う子どもたちに教育の充実を図ることも重要です。本町では学力の向上に努め、小学生では国語、算数とも、中学生では数学、英語とも全国より高い学力がついています¹。今後は、教育ICT環境²を生かした教育の充実を図るとともに、自分の町に愛着と誇りを抱き、将来も町に関わっていききたいと思えるような地域学習などを通じた教育の展開も進めていきます。また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こども園等では幼児教育・保育の内容や指導方法、環境の改善を図るとともに、家庭教育に関する情報及び学習機会の提供の充実を図ります。

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりも重要です。平均寿命が延びる中、生活の質の向上と健康寿命の延伸を図り、長く健康で活躍できるような地域づくりが必要です。本町ではこれまでも、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実、高齢者の自立支援や社会参加の促進などを進めてきましたが、人口の約3割が高齢者である状況を踏まえ、これまで以上に高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

生産年齢層も含めたすべての世代やすべての町民が、健康で活力ある暮らしを続けられるよう、保健・医療・福祉を充実し、障がい児者の自立・社会参加の支援や、人権対策を推進していきます。

本町には生涯学習に関わるグループや団体が多数あり、生涯学習センターなどを利用した積極的な文化活動や生涯学習が行われています。また、大切な自然を保護する活動の一つとして、青年やボランティアの参加によるアカウミガメの保護活動も行われています。これら町民の取組をさらに促進するため、誰もがいつでも学べる環境や、活動のための施設整備なども行い、生涯学習・文化振興の推進を図っていきます。

Catchphrase

め ばえた時から高齢者まで人を大切にする

3 便利・安心・安全なまち

町民が輝くようなまちづくりには、観光や産業振興などを図るとともに、町民の利便性向上のための道路の整備や生活交通の維持が不可欠であり、安心・安全では、防災、消防、交通安全、防犯などにおいて、すぐ身の回りからの取組が重要です。

切迫する巨大災害のリスクや、近年の自然災害の頻発などにより、町民の防災に対する意識が高まっています。南海トラフ地震なども危惧され¹、海岸部、山間部など地理的な特性が異なる地域を有する本町においては、地域ごとの災害対策が重要です。

災害時には行政機能のみによる対応が難しくなることも考えられ、自主防災や地域防災の取組は重要です。防災拠点の整備など行政による対策はもちろん、町民の防災意識のさらなる啓発や防災組織の維持、強化なども図り、町全体の防災力を高めていきます。

防犯に関しては、IT化や犯罪の巧妙化で、新たな犯罪手口も出てきており、引き続き対策を進めていくことが重要です。防犯灯や防犯カメラの設置等により一定の成果が見られた街頭犯罪対策に加え、高齢者をはじめとする町民を消費者被害から守ることなど、あらゆる防犯対策は町の安心・安全のために重要です。

高齢化の進展を受けた高齢者向けの運転教室の開催、また、子どもたちの通学路についての安全点検といった交通安全対策も引き続き重要です。

「安全」は、客観的に判断できる部分もありますが、「便利」や「安心」は、一人ひとりの判断基準が異なる部分もあります。こうした目に見える部分と目に見えない部分のどちらにも偏りがないように配慮した、便利・安心・安全なまちづくりを進めていきます。

Catchphrase

のぞみに沿った暮らしの環境を整える

1 国の予想では、南海トラフ地震の発生確率は30年以内に70%程度とされています。（「将来に予想される社会変化」内閣官房）

第2部 基本構想

4 町民参画と官民協働のまち

まちづくりは、行政が主導し、行政だけが行うものではありません。多様化する住民のニーズに対するきめ細かな対応には、地域からの視点や発想、行動が不可欠です。

長く「地域おこし」、「地域活性化」などともいわれてきたその考え方は、福祉計画の分野で近年謳われる「地域共生社会」という考え方に集約されてきています。本質は、「支える・支えられる」という関係を越えた「協働」の精神であり、まちづくり全体に適用できる考え方といえます。

町がサービスを提供し、町民が享受するという関係ではなく、ともにまちづくりを進めようという共感と行動が必要です。

人口が多い大都市とは違い、本町では町民一人ひとりの顔が見える、官民が協働してのまちづくりを行うことができます。地域におけるまちづくりの活動は住民が主体的に行うことが重要ですが、同時に行政による土壌づくりやサポートも必要な場合が多く、今後も引き続き官民が協働してまちづくりを行うべく、施策を進めていきます。

これは、まちづくりだけにいえることではなく、行政運営においても同様です。行政運営は町民にとって関わりのないものではなく、ともに築き上げていくものだという事です。このような観点からも、より町民が参加しやすい行政づくりや行政改革を進めていきます。

また、町の管理する公共施設については、その実態を把握し、課題について住民と行政で共有して、既存の施設をできるだけ有効に活用しつつ、長期的な視野で必要な改修・更新を計画的に進めていきます。

Catchphrase

まちはみんなで元気にする

5 うめ世界一の元気なまち

本町は、平成27年の国勢調査において、第1次産業の就業者割合が36.3%と、農林水産業が主体の町です。特に農業は、全国一の梅の生産量を誇り、特産品である南高梅の全国的なブランド力と相まって、加工業や販売業を含めた梅産業が基幹産業となっています。一方、食生活の変化などによる梅の消費量の減少や価格の低下等により、梅産業を支える町民の所得の減少や後継者不足などの厳しい状態も続いています。

しかし、明治時代に高田貞楠氏が発見し、地元南部高校の名前に由来する南高梅は、100年以上の歴史を有するもので、今後も引き継いでいかなければならない農作物です。全国的なブランド力を生かし、梅の品質向上を図り、梅を使った加工品をこれまで以上に開発するなどして6次産業化を一層推進していく必要があります。平成27年に12か国で大筋合意され、平成29年に我が国でも協定を締結した環太平洋パートナーシップ協定（TPP）により、海外展開もよりしやすい環境が整いつつあります。

また、平成27年に「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されたことから、それを活用した梅産業のグローバル化や観光の振興に取り組みます。世界農業遺産では、この地域における伝統的な生産方法や環境に配慮した循環システムが評価されており、地域の伝統的な農業や食材を大切にしようとする近年の社会的な動きも本町の取組にとって追い風となります。本町には、熊野古道紀伊路の中で唯一白砂青松の浜を歩く「千里の浜」や、温泉などの観光資源もあることから、それらを組み合わせることで相乗効果を図ることも考えられます。

梅の医学的効能や美容効果、機能的表示に係る研究も進めており、健康意識の高まりという時流を捉えた海外展開や新たな消費者ニーズの開拓を視野に入れて、梅の消費拡大、梅を軸とした産業と観光の振興を図ることで、「梅」という全国トップの特産品をもつ強みを、林業、漁業、商工業、観光の牽引役として生かし、元気なまちづくりを進めていきます。

Catchphrase

ち なりわい からづよい生業を育てる

第2部 基本構想

体系図

将来像

海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち

基本目標

1 緑豊かで快適なまち

う み・やま・かわの自然とともに生きる

2 永く住みたい魅力あるまち

め ばえた時から高齢者まで人を大切にする

3 便利・安心・安全なまち

の ぞみに沿った暮らしの環境を整える

4 町民参画と官民協働のまち

ま ちはみんなで元気にする

5 うめ世界一の元気なまち

ち からづよい^{なりわい}生業を育てる

施 策

1-1 自然との共生の推進

1-2 土地利用の促進

1-3 上下水道の整備

1-4 環境衛生対策の推進

2-1 少子化対策の推進

2-2 教育の充実

2-3 青少年の育成

2-4 高齢者福祉の充実

2-5 保健・医療・福祉の充実

2-6 障がい児者支援の充実

2-7 生涯学習の推進

2-8 人権対策の推進

3-1 道路・交通網の整備

3-2 地域防災の充実

3-3 消防体制の充実

3-4 交通安全対策の推進

3-5 防犯対策の充実

4-1 町政への町民参加・参画の推進

4-2 行政改革の推進

4-3 財政基盤の安定化

5-1 農業の振興

5-2 林業の振興

5-3 漁業の振興

5-4 商工業の振興

5-5 観光の振興

1



基本構想 第2章 将来像実現のための基本目標

3

第3部 基本計画

第3部 基本計画では、基本構想で示されたまちづくりを実現するための施策の背景や、具体的な取組を示します。

持続可能なみなべ町をつくる

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択され、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標となっているものです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国では、地方創生を一層促進するため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」を盛り込み、地方公共団体においても、持続可能なまちづくりの推進を図っていく必要性を訴えました。

本町では、令和2年3月策定の「みなべ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、SDGsの実現に向けた取組の推進を謳っています。

本計画第3部の基本計画では、施策ごとに、関連するSDGsのアイコンを掲載します。

第1章 緑豊かで快適なまち

第2章 永く住みたい魅力あるまち

第3章 便利・安心・安全なまち

第4章 町民参画と官民協働のまち

第5章 うめ世界一の元気なまち

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」17のゴールアイコン

第3部 基本計画

みなべ町版 SDGs

国連で採択されたSDGs目標に対し、本計画内ではどのような考え方を視野に入れて施策と関連づけているかを示します。

SDGs 目標の概要	みなべ町版の考え方
 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>地球上のあらゆる形の貧困をなくそう</p>	<p>貧困の状態に限ることなく、子どもの学習や医療などに係る経済的支援も視野に入れています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢えをなくし、だれもが栄養のある食糧を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう</p>	<p>食・栄養に限ることなく、妊娠期から出産、育児までのケア、乳幼児の保育や子育て家庭への経済的支援も視野に入れています。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう</p>	<p>保健・医療・福祉全般において、社会的な制度に限らず、町民の主体的な健康づくりや社会参加への支援も視野に入れています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>だれもが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう</p>	<p>教育の提供はもとより、幼児期、小中学生、青少年の育成やそれを支える地域づくり、子どもから高齢者までの自己実現に資する生涯学習の取組なども視野に入れています。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう</p>	<p>男女共同参画のほか、他者に対する思いやりの心を育てる人権学習や、人権を守ることを視野に入れています。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>だれもが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちでずっと管理し続けるようにしよう</p>	<p>水道、下水道の事業はもとより、ごみ・屎尿処理、不法投棄対策、水質汚染といった環境衛生全体を視野に入れています。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう</p>	<p>産業全般にわたる施策のほか、経済以外の側面にも目を向け、障がい者の就労、高齢者の社会参加など、生き生きとした暮らしづくりも視野に入れています。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう</p>	<p>1次～3次産業、6次産業化までの環境整備、人材育成、技術向上、商品開発、販路の開拓など、本町の産業振興のための取組すべてを視野に入れています。</p>



SDGs 目標の概要	みなべ町版の考え方
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>世界中から不平等を減らそう</p>	<p>社会、経済、政治などの格差解消を謳うSDGsに対し、まちづくりや町政に誰もが参加・参画できることや、町民すべてへのサービス充実・継続することを視野に入れています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう</p>	<p>自然環境、土地利用、インフラ整備、環境衛生、生活環境、防災、消防、交通安全、防犯など、ずっと便利・安心・安全に暮らせるまちづくり全般を視野に入れています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をとろう</p>	<p>生産者にとっては公害対策や水質保全、消費者にとってはごみの分別や不法投棄の防止など、環境や健康を守るための各主体の行動に関わる施策全般を視野に入れています。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう</p>	<p>温室効果ガス排出量の削減につながるごみの適正処理やリサイクル、二酸化炭素吸収作用の保全及び強化につながる森林の整備など、カーボンニュートラル達成のための取組を視野に入れています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>海の資源を守り、大切に使う</p>	<p>海・山・川は自然はつながっており、いずれも町の貴重な資源であるという認識のもと、自然との共生、環境保全活動、さらに資源管理型漁業の推進、漁業と梅産業や林業との連携など産業界での取組も視野に入れています。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  <p>陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う</p>	<p>「海の豊かさを守ろう」と同じ視点から、自然との共生、環境保全活動、さらに農業、林業、漁業といった自然を相手とする産業も視野に入れています。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう</p>	<p>法や制度による権利擁護や平等を謳うSDGsに対し、まちづくりや町政に誰もが参加・参画できることや、町民すべてへのサービス充実・継続を視野に入れています。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  <p>世界のすべての人がみんな協力しあい、これらの目標を達成しよう</p>	<p>このアイコンは、特定の施策には付していません。みんなで協力しあうという視点は、町民、地域、関係団体、町などの協働でよりよいみなべ町をつくっていくという、本計画全体の考え方にあたるものだからです。</p>

第1章 緑豊かで快適なまち

施策の背景

1-1 自然との共生の推進

海・山・川に恵まれたみなべ町の豊かな自然は、生活に安らぎや潤いをもたらしてくれています。自然環境には、多様な生物も生息しており、薪炭林や棚田など良好な里山が残っています。里山では斜面を利用して薪炭林を残しつつ梅林を配置することで、薪炭林、梅林、水辺環境による地域特有の里山景観を維持していくことが必要です。また、「千里の浜」は本州有数のアカウミガメ産卵地として有名です。これらの豊かな自然とその恵みは町にとって重要なものであり、町民の環境意識の向上を図るなど積極的に守り抜いていく必要があります。

1-2 土地利用の促進

限られた資源である土地は、町の活動の基盤であり、同時に自然環境を支える土台でもあることから、その活用は常に環境保全とのバランスに配慮しながら進めていく必要があります。また、安全で快適な住宅環境の構築や、空き家の利用促進なども重要です。

1-3 上下水道の整備

生活の基盤である上水道や下水道は、設備更新や耐震化といった維持管理とともに、上水道事業の健全な経営、下水道への接続率向上などに努める必要があります。

1-4 環境衛生対策の推進

快適な生活を送り、美しい生活を日々過ごすためには、ごみの処理やし尿処理を適正に進めること、水質汚濁を防止することなどの環境衛生対策が重要です。



施策の体系

- (1) 自然と共生したまちづくり
- (2) 公園の利用促進
- (3) 環境保全の意識づくり
- (4) 環境保全活動体制の推進

- (1) 土地利用の推進
- (2) 住宅環境の整備・充実
- (3) 空き家の利用促進

- (1) 上水道の整備
- (2) 下水道の整備

- (1) ごみの適正処理の推進
- (2) し尿処理の適正化
- (3) 不法投棄・公害対策の推進
- (4) 水質の保全

1-1 自然との共生の推進

現状と課題

- 自然環境保全のため、山に関しては森林の間伐等を行っています。河川に関しては公共下水道の整備や浄化槽設置に対する補助を行い、公共水域の水質向上や保全に努めています。
- 森林所有者による手入れが困難な森林や、耕作放棄園が増えつつあり、世界農業遺産認定の地としての景観維持も重要であることから、適切な森林整備や耕作放棄園対策などを行っていく必要があります。
- 特定の鳥獣による生活環境や農林業への被害を抑えることが課題となっており、鳥獣の保護や管理を推進しています。
- 公園は、子どもの利用はもとより、高齢者の利用も考慮し、各施設の点検を実施し、危険性のある遊具は使用制限を含め早期に修繕を行い、安全で安心して利用できるよう取り組んでいます。結果として、子どもと一緒に来園する高齢者の利用も多く見られるようになってきました。
- 環境保全の意識づくりとして、ごみの分別については、広報、チラシによる全戸配布、出前講座などによりその重要性の理解や徹底を図っています。また、学校教育や幼児教育の場でも環境教育の充実を図り、小学校においては、ごみ処理場や下水処理場、水道施設の見学の実施を通じてごみの分別や水環境における水道と下水道の重要性を学習しています。
- 海・山・川の恵みを生かすため、森林にふれる機会をつくり、森林で遊び、学ぶ活動を通じて、森林や環境問題への関心を高め、森林を守り育てる意識を育むなど、子どもの頃から自然に親しむことで自然との共存や共生に努めています。
- 町内の道路や河川敷、公園を町民や各種団体がボランティアで清掃活動をするときには町ボランティア袋を支給するなど、お互いが協力して進めてきた結果、多くの方々にボランティア活動に参加、協力していただき、町内の道路や公園、河川敷などがきれいに保たれています。

みなべ町の今

	データ	掲載頁
森林面積は7,686ha、うち民有林面積7,613ha	町データ	-
ごみのリサイクル率は21%	ごみ資源化の状況	102



基本方針

町の貴重な資源である海・山・川といった自然との共生を進めていきます。
森林保全や水質保全などを行うとともに、町民による積極的な自然保護を進めるためのサポートや意識づくりなどに努めていきます。

施策の内容

(1)自然と共生したまちづくり

産業課

- 海・山・川との共生に力を入れ、カーボンニュートラル達成にもつなげる森林保全のための間伐等の実施や、公共水域の水質保全に引き続き取り組んでいきます。
- 良好な里山景観を今後も残しつつ、生物の多様性を保全するために、森林所有者による手入れが困難な森林については森林環境譲与税を活用した森林整備を行います。また、耕作放棄園について適切な対策を検討していきます。
- 鳥獣の被害防除対策については、効果的な対策を模索しながら、国土の保全、自然界のバランス、自然との共生という観点からも、長期的な対応を進めていきます。

(2)公園の利用促進

建設課

- 子どもから高齢者まで安心して利用できるよう各施設の点検を定期的を実施するとともに、地域のふれあいの場やいこいの場としての活用を図ります。

(3)環境保全の意識づくり

生活環境課

- ごみの分別については、今後も広報やホームページ等を通してその重要性を伝え、環境保全への意識づくりを進めていきます。
- 環境教育としての、ごみ処理場や下水処理場、水道施設への小学生の見学は、小さい頃から環境の重要性を知ってもらうよい機会として、学校と連携しながら今後も継続して実施します。

(4)環境保全活動体制の推進

産業課／建設課

- 町の自然を保全するには、行政だけではなく町民の自主的な活動が重要になってきます。
- 町民のボランティア活動を支援することで、自然保全への意識高揚を図り、参加者の増加を進めていきます。

1-2 土地利用の促進

現状と課題

- 本町の総面積は、120.28km²であり、土地利用の状況としては、森林面積が約64%、農地が約20%を占めています。可住地面積については、43.42km²で、面積率では約36%となります。
- 森林は、木材の生産のみならず、水源涵養や国土保全、カーボンニュートラル達成につながる二酸化炭素吸収などの多面的機能も有していることから、適切な維持管理が必要です。農地では、本町の基幹産業である梅産業の振興を図るため、生産性が高く安定した優良農地の確保に努めており、引き続き取り組む必要があります。
- 土地の実態を正確に把握するための地籍調査については、町村合併時には地籍調査実施済面積が全体面積の10%程度でしたが、現在は50%を超えています。津波被害が想定されるハザードマップで示された浸水区域は調査が終了していますが、引き続き早期完了を目指して取り組む必要があります。
- 人口減少に歯止めをかける意味でも本町への定住・移住を促進することは重要ですが、各地域により特徴・状況は異なるため、地域に応じた住宅環境の構築などを、あくまでも自然との共生のもとで図っていく必要があります。
- 宅地については、核家族化の進展などにより世帯数が増加傾向にあることから、土地の需要は増加していますが、生産基盤である農地と調和した良好な住宅地の形成を図ることも必要です。
- 本町には現在、10団地93棟204戸の町営住宅があります。令和3年度から12年度を計画期間とする「みなべ町営住宅長寿命化計画」に沿い、安全で快適な住まいを長期間にわたって確保する取組を進めています。
- 人口減少により空き家が増加傾向にあることから、現地調査を行うなど地域の実態把握に努めています。また、活用可能な空き家については、移住者に提供するなど有効利用の促進を図る必要があります。

みなべ町の **今**

	データ	掲載頁
町営住宅204戸の約50%が耐火・準耐火構造	公営住宅等の 状況	102



基本方針

土地の保全と活用をバランスよく進めながら、計画的な土地利用を図っていきます。また、地籍調査については早期完了を進めていきます。
自然との共生を図りながら、各地域の特徴・状況に応じた安全で快適な住宅環境の構築や、空き家の利用促進などを進めていきます。

施策の内容

(1) 土地利用の推進

産業課／建設課

- さらなる優良農地の確保を進め、森林の公益的機能の維持を図っていきます。適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引の届出が確実に行われるよう努めていきます。
- 地籍調査については、未実施地区が残っていることから、継続的に調査していき、早期完了を目指して取り組んでいきます。

(2) 住宅環境の整備・充実

産業課／建設課

- 人口減少に歯止めをかけるためにも、若い世代の定住やIJUターンによる移住を促すよう、各地域の特徴・状況に応じた住宅環境の構築を推進します。
- 紀州材で建築・増改築する住宅への補助を続けていきます。
- 町営住宅は、長寿命化計画を基に、今後も定期的な改善事業を実施して耐用年数を延ばします。また、建て替えや改善時にはバリアフリーの設備を取り入れたものにします。

(3) 空き家の利用促進

産業課／建設課

- 引き続き空き家の実態調査を実施し、地域の状況を把握します。
- 活用可能な空き家は、和歌山県の「わかやま空き家バンク」等を通じて、空き家所有者と利用希望者のマッチングを促進するなど有効利用を図ります。

1-3 上下水道の整備

現状と課題

- 本町の水道は、これまで上水道と簡易水道から構成されていましたが、令和2年4月に4つの簡易水道事業を水道事業に経営統合し、令和2年度から11年度を計画期間とする「みなべ町水道事業経営戦略」に沿って事業を進めています。
- 旧簡易水道区域では、平成27年度から令和元年度にかけて簡易水道再編推進事業を実施し、主要管路及び配水池の耐震化を行いました。
- 法定耐用年数を経過した経年管が増加していく中、さらなる施設更新が必要となります。今後、人口減少に伴い使用水量低下で料金収入が減少していくと考えられる中、「みなべ浄水場更新基本計画」に基づくみなべ浄水場施設の移転と主要管路の更新を進める上での財源を確保していく必要があります。
- 下水道については、公共下水道の整備とともに、下水道への接続や、浄化槽の清掃についてなどの啓発資料を町民に送付し、事業や環境保全の重要性を理解してもらえるよう、周知を行っています。新規加入者が年間約40戸ありますが、半数が新築での新規加入です。汚水のみでの処理を行う単独浄化槽、汲み取り槽などからの下水道への新規加入者の接続について、より理解を広げていく必要があります。
- 下水道整備区域外は、合併浄化槽への転換を促進するために、引き続き補助金の交付等の支援を行っていく必要があります。

🔍 みなべ町の 今

	データ	掲載頁
水道の普及率は89.6%。給水人口は12,234人	上水道の状況	102
公共下水道の普及率は97.4%	下水道の状況	102
農業集落排水の接続率は平均87.6%	下水道の状況	102



基本方針

水道事業については、健全な経営に努め、老朽化した送配水管や浄水施設の改修などを計画的に進め、安心・安全な水の提供を進めていきます。

下水道事業については、令和3年度の事業完了を受け、今後は接続率の向上を図っていきます。

施策の内容

(1) 上水道の整備

生活環境課

- 法定耐用年数を経過した経年管が増加しており、さらなる施設更新が必要となるため、財源の確保を計画的に行い上水道事業の健全な経営に努めます。
- 「みなべ浄水場更新基本計画」に沿い、津波被害のない高台へ浄水場を移転する取組を進めます。

(2) 下水道の整備

生活環境課

- 下水道事業は令和3年度をもって完了となったため、今後は他の自治体の取組方法などを参考にして、接続率を高めていきます。
- 下水道整備区域外については、合併浄化槽設置補助金事業を継続して、水洗化を促進していきます。

1

2



基本計画
第1章
緑豊かで快適なまち

うみやま・かわの自然とともに生きる

1-4 環境衛生対策の推進

現状と課題

- ごみについては、広域化として田辺周辺広域市町村圏組合の方針にのっとり、平成25年度末で町処理場での焼却処理が終了し、町の可燃ごみは隣接する田辺市で処理していることから、より一層ごみの減量やリサイクルを促進する必要があります。
- 大規模災害による災害廃棄物については、令和元年度に「みなべ町災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に活用できるように準備しました。
- し尿の収集については、計画収集方式を採り入れ、効率的な収集が行われています。浄化槽法定検査の受検促進については、検査機関の和歌山県水質保全センターと協力し、未受検者に対して文書による受検実施を促しています。
- 不法投棄対策として、日頃から監視パトロールを行うとともに、不法投棄が発生した場所では廃棄物を撤去し、不法投棄禁止看板を設置しています。また、不法投棄の抑制対策の一環として、町のごみ処理場では、年間を通じて常時、家庭から排出される粗大ごみ等の受入れを行っています。
- 公害対策としては、悪臭、黒煙、水質汚染などの苦情があった場合、必ず現場確認を行って原因を追究し、改善を求めています。
- 水質の保全について、事業所に対しては水質汚濁防止施設の設置を促し、監視、指導に努めています。また、保健所と協力して排水の検査を定期的に行い、結果を報告して改善等の指導をしています。一般家庭については、地域の状況により、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽との接続や設置により、水質向上がなされています。

🔍 みなべ町の 今

	データ	掲載頁
一年間に焼却ごみ約2,136t、埋立てごみ約81tを処理	ごみ処理量の状況	103



基本方針

きれいな生活を送り、快適な日々を過ごすために、ごみやし尿の適正処理、公害対策により、水質の保全を進めていきます。

施策の内容

(1)ごみの適正処理の推進

生活環境課

- ごみについては、広域化や民間委託などにより、適正に処理を進めていきます。
- 台風、地震、津波などの大規模災害による被災や被害で大量のごみが発生した場合の分別や仮置き場の確保などが必要となるため、検討を進めていきます。
- 正しいごみの分別方法について、定期的にわかりやすく周知し、減量やリサイクルの促進を図っていきます。

(2)し尿処理の適正化

生活環境課

- 収集サービスの効率化と浄化槽の清掃管理に関する法定検査の受検や保守点検を推進し、し尿処理の適正化を図っていきます。

(3)不法投棄・公害対策の推進

生活環境課

- 職員による不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄禁止の看板設置等により、不法投棄対策を実施していきます。
- 公害対策として、公害となる苦情があった場合は直ちに現地を確認し、必要に応じて関係機関と連携しながら原因を特定した上で指導していきます。

(4)水質の保全

生活環境課

- 事業所に対し水質汚濁防止施設の設置を促し、啓発を行い、保健所と連携して排水検査の定期的な実施などを継続的に行います。
- 公共下水道への接続も普及啓発し、河川水質の保全を図っていきます。

1

2



第2章 永く住みたい魅力あるまち

施策の背景

2-1 少子化対策の推進

若い世代が希望どおりに結婚し、子どもをもちたい人が安心して生み育てられるようにするため、結婚から子育て、教育まで切れ目のない支援を充実させることが重要です。子どもや子育てを地域全体で見守り、支援する環境づくりも重要です。

2-2 教育の充実

幼児期も含めて教育内容の充実や教育施設の整備などを進め、教育の充実を図っていく必要があります。子どもたちが、ふるさとを誇りに思い、心身ともに健康で、社会に貢献できるような豊かな人間性を備えていくことが重要です。

2-3 青少年の育成

社会環境の変化により、青少年の健全育成活動の重要性は高まっています。スマートフォンやSNSなど、インターネット利用に関する環境やリスクも変化しています。

2-4 高齢者福祉の充実

健康寿命や生活の質といった考えが重視されるようになり、高齢者がその知識や経験を生かして社会参加し、健康で生き生きとした生活を送れるようなまちづくりが求められています。認知症、虐待、権利擁護など多様化する課題に対し、総合的に受け止める相談窓口の周知や、専門的な対応を行うための関係機関等のネットワークづくりも重要です。



施策の体系

- (1) 結婚しやすい環境づくり
- (2) 出産サポートの整備
- (3) 保育施設の充実
- (4) 子育て環境の支援
- (5) 子育て家庭への経済的支援

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 教育内容の充実
- (3) 良好な教育環境の整備
- (4) いじめ・不登校への対応

- (1) 青少年を支えるグループや人材の育成
- (2) 指導・相談体制の充実

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 介護予防の充実
- (3) 家族への支援
- (4) 高齢者の生活自立支援
- (5) 高齢者の社会参加の推進
- (6) 交流の場の整備

施策の背景

2-5 保健・医療・福祉の充実

いつまでも心身ともに健康であることへの関心が高まっています。食生活の変化やストレスなどから生活習慣病の増加も問題となっています。町民が主体的に健康づくりを行えるよう、保健、医療、福祉の充実を図っていくことが重要です。

2-6 障がい児者支援の充実

障がい児者が自立し、平等に社会参加できる仕組みづくりが求められています。

2-7 生涯学習の推進

町民が生き生きとした生活を送るために、生涯学習の重要性は高まっています。生涯学習の拠点を充実することや、文化・スポーツなど町民活動への支援、グループの発掘や人材の育成、若い世代の文化活動や保護活動への参加を促す取組などを進めていくことが重要です。

2-8 人権対策の推進

人々の価値観や生き方は多様化しています。多様な価値観を受け入れ、多様性を社会や組織の活性化につなげるダイバーシティの考えが広まっています。



施策の体系

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 社会保障制度の充実
- (3) 地域福祉の充実

- (1) 障がい児者の支援の充実
- (2) 雇用・就労の充実

- (1) 生涯学習の場の充実
- (2) 生涯学習の内容の充実
- (3) グループや人材の育成
- (4) 学習推進体制の充実
- (5) 文化活動の充実

- (1) 人権施策の充実
- (2) 人権学習の推進
- (3) 男女共同参画の社会づくり

2-1 少子化対策の推進

現状と課題

- 結婚に関するサポートとして、本町では、民間による婚活イベントなどに対する補助を実施しています。
- 不妊治療については助成する金額の上限を拡大し、子どもを生み育てたい方への経済負担の軽減を図っています。
- 核家族化や祖父母が勤めているなど、出産後に家族からのサポートを受けることが難しいケースも見受けられます。乳幼児の保育施設は、認定こども園2園、保育所2園の体制となり、町民のニーズに合った保育環境の充実を図っています。就学後の支援については、ファミリー・サポート・センター事業の推進、学童保育所の受入児童数の拡大、放課後子ども教室推進事業の充実に取り組んでいます。
- 子育てしやすい環境づくりのために、遊び場を確保し、親子関係の指導や助言などで子どもたちの健全な成長を支援するとともに、母子と乳幼児の健康の確保や増進にも努めています。母子保健担当（保健師）と地域子育て支援センター（こひつじランド）が連携して子育て教室やサロンを開催し、未就園児とその母親の交流の場を確保しています。また、子育て世代包括支援センター（Tetote）を設置し、妊娠期から出産、育児まで継続して支援を行っています。
- 保護者の所得に関わらず、町内に住所を有する0歳から18歳までの子どもを対象に、通院・入院及び訪問看護療養費等に係る医療保険診療分の自己負担分を助成しています。教育に係る費用については、奨学金助成や就学援助制度による経済的支援を行っていますが、制度の周知・広報をより徹底していくことも必要です。

🔍 みなべ町の 今

	データ	掲載頁
保育所と認定こども園の定員数は合計389人	令和4年度の 保育所等	103



基本方針

結婚から出産、そして子育てまでの一貫した支援を実施し、子どもをもちたい人が安心して生み育てることができる環境をつくることで、少子化対策を進めていきます。

施策の内容

(1) 結婚しやすい環境づくり

総務課

- 未婚化・晩婚化・晩産化の流れを変えるため、結婚や子育てに対して楽しさや喜びを感じられるような意識改革を進めるとともに、男女の出会いの場を提供するなど、関係機関と連携し、結婚しやすい環境づくりに努めます。

(2) 出産サポートの整備

健康長寿課

- 若い世代に対しては、教育委員会と協力し、家庭科学習や保育体験などを通して、いのちの尊さや子育ての大切さ、楽しさを感じられる教育を推進していきます。
- 出産環境の充実を図るとともに、不妊治療については、妊娠や不妊に関する知識の普及と制度の広報を行い、出生率の向上を目指します。

(3) 保育施設の充実

教育学習課／総務課

- 保護者の就労などの理由により保育が必要な乳幼児の保育を、保育時間など住民ニーズに柔軟に対応しながら、より充実します。
- 一時預かり保育や病児保育、障がい児の入所受入れ、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、学童保育所の受入児童数の拡大や放課後子ども教室推進事業の充実に取り組みます。

(4) 子育て環境の支援

健康長寿課

- 子育て世代包括支援センター(Tetote)において、妊娠期から出産、育児まで継続して支援を行います。助産師による相談や訪問により、妊産婦への専門的なケアを行います。
- 妊娠届出時や妊婦教室で特定妊婦の把握を行い、就園時期までの早い段階で、子育て支援の関わりを開始します。妊産婦と乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診の充実に加え、就園や就学後にも、保護者の了解を得た上で、保育所、こども園、小学校に相談内容の引継ぎを行い、一貫して切れ目のない支援ができるような体制を整えていきます。

(5) 子育て家庭への経済的支援

教育学習課／住民福祉課

- 経済的理由により就学困難な生徒・学生に対する奨学金助成や、小中学校への就学に必要な費用の援助を行う就学援助制度など、子育て家庭への経済的支援を実施していきます。
- 子ども医療費については、引き続き高校卒業程度までを対象として、子育て支援を進めていきます。

1

2



2-2 教育の充実

現状と課題

- 幼児期の教育は、愛着形成や非認知能力を育む上でも大切なものであり、教育・保育の連携や家庭における幼児教育への支援などを充実していく必要があります。
- 学校における教育内容については、特色のある教材の選定や個性に応じた指導を行うとともに、ボランティア活動やクラブ活動などを奨励し、豊かな心と創造力のある人間性の育成に努めています。地域を教材とした活動を計画して、ふるさとを誇りに思う心を培うとともに思考力や表現力の育成にも取り組んでいます。
- 国のGIGAスクール構想に沿い、令和2年度末までに一人一台の端末配置とネットワーク整備が完了しています。今後の本格的な活用に向けて、現場での研修・意見交換・情報収集と提供などを行う必要があります。
- 豊かな人間性の育成のために学校で様々な体験活動を行うだけでなく、社会教育の活動にも積極的に参加するように呼びかけています。
- 外国語指導助手により、こども園や各小中学校で外国語を通して子どもたちが楽しく英語にふれあう機会をつくっています。
- 教育環境について、教室の空調整備は中学校、小学校ともに完了しています。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響で夏休みを短縮した際の授業も、よい環境で行うことができています。今後、体育館の空調整備を進めていきます。
- コミュニティ・スクールが導入され、地域・保護者の方々が今まで以上に学校運営に協力していただく必要があることを各校が学校運営協議会を通じて発信しています。今後、地域の人材の活用や、地域コーディネーターを発掘していく必要があります。
- いじめ、不登校への対応としては、町と学校で「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、解消に取り組んでいます。また、あたたかい学級集団をつくることを通して人間関係を築く力を高め、不登校を生まない取組を進めています。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、不登校児童生徒支援員などにより、不登校を減らし、不登校となったときには、学校と適応指導教室等関係機関の連携で、できるだけ早く学校に復帰できるように取り組んでいます。

🔍 みなべ町の **今**

町の小学生は594人、中学生は337人

データ

学校の状況

掲載頁

104



基本方針

ふるさとを愛し、心の豊かさや生きる力を育めるような教育内容の充実や教育環境の整備と充実化を図っていきます。

施策の内容

(1) 幼児教育の充実

教育学習課

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、認定こども園等による幼児教育・保育の一体的提供や、家庭教育の支援として講演会等学習機会や情報の提供に努めます。

(2) 教育内容の充実

教育学習課

- 個に応じた指導で基礎的な力をつけてきましたが、より一層、個を生かす指導を進めます。さらに、表現力等を育み、子どもたちにつけたい力を把握した上で、ICTの活用を含め創意工夫をするともに、地域を教材とした活動を通じてふるさとを誇りに思う心を培うなど、教育内容の充実に努めていきます。
- 学校教育はもちろんのこと社会教育においても体験的活動を設定し、子どもの心を豊かに育むような創造性の礎を築いていきます。
- 外国語指導助手による保育所・認定こども園への訪問、小中学校の外国語活動・外国語の授業を実施し、外国語への子どもたちの興味や関心を高め、国際理解につながる教育に努めていきます。

(3) 良好な教育環境の整備

教育学習課

- 今後の町内の児童や生徒数の推移を把握し、住民・保護者・生徒の意見を大切にしながら中学校の適正規模や配置についての検討を行っていきます。
- コミュニティ・スクールの効果的な運用のため、各校の課題の把握、地域の人材資源の活用、地域コーディネーターの発掘などに取り組みます。

(4) いじめ・不登校への対応

教育学習課

- いじめの早期発見、早期対応に努め、認知件数を増やして解消率100%を目指します。
- 不登校問題について、子どもと学校とのつながりを強めるためにも、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、不登校児童生徒支援員などを活用し、ケース会議など不登校を減らす取組を行います。



2-3 青少年の育成

現状と課題

- 本町では、青少年の健全育成を目的とした団体の活動が活発に行われており、町としても青少年関係団体の活動を支援し、家庭や学校、地域との連携を強化しています。県下全市町村で組織されている青少年育成町民会議と地域活動連絡協議会に加え、日本宇宙少年団みなべ梅の里分団や、ガールスカウト和歌山第5団の発足などにより、子どもたちの体験活動の選択肢も広がっています。
- 青少年の指導や相談体制の充実を図るため、地域社会や警察はもとより、家庭や学校などと連携し相談体制の充実を図り、非行の早期防止にも努めています。特に、青少年の指導や相談体制の核となる青少年センターは、みなべ町単独のものとして平成17年に開設され、きめ細かいサービスを提供できるようになっています。
- 青少年センターは、平成19年にJR南部駅舎内に移転して利便性が高まりました。町内小中学校や紀南の6つの高等学校をはじめ、各市町村青少年センターや田辺警察、みなべ町補導委員連絡協議会などの関係団体とも連携して、情報を共有できる仕組みを構築しています。巡回や声かけ運動等の日常活動、小学校や幼稚園・保育所で行った防犯教室などの活動の様子を、月刊のセンターだよりで町民に報告していますが、巡回や声かけ運動などは継続が重要であり、継続的に実施できる体制を維持する必要があります。
- スマートフォンやSNSは急速に普及しており、青少年が加害者や被害者になるようなことがなく安全に利用できるよう、指導・相談を通じて理解を図っていく必要があります。

みなべ町の **今**

	データ	掲載頁
青少年センターへの相談件数は年間8件	青少年センター 相談件数	104



基本方針

少子化や核家族化、スマートフォンの急速な普及など、青少年を取り巻く環境が複雑化する中、関係機関と連携し、青少年の健全な育成を進めていきます。

施策の内容

(1) 青少年を支えるグループや人材の育成

教育学習課

- 町内の青少年関係団体は、団体独自に活動を続けています。今後は、団体相互の連携を深め、相乗効果が見込まれる活動を呼びかけていきます。

(2) 指導・相談体制の充実

教育学習課

- 青少年センターでは、家庭や学校からの相談、警察や町補導委員連絡協議会など関係団体との連絡等に迅速に対応するため、専門的な知識や経験をもった職員を継続的に確保し、指導・相談体制の充実化を図っていきます。

2-4 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成29年度から開始し、要支援1、要支援2の認定者及び総合事業対象者が利用できる訪問型サービスや通所型サービスを実施しています。
- 介護予防については、地域包括支援センターが総括的な役割を担い、要介護状態になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援しています。介護予防運動教室、認知症予防教室など各種教室を開催し、広報や集いの場で広く周知しています。各地区会場で住民主体の通いの場や送迎対応の仕組みをつくり、歩いて気軽に利用できる体制を整備していますが、さらに多くの参加を促していく必要があります。
- 在宅介護をする家族への支援として、介護疲れや介護離職を防ぐために、介護方法の指導や相談業務など様々な支援を行っています。地域包括支援センターには、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるよう、様々な相談に応じることができる専門職員を配置しています。各家庭の生活背景や状況は様々であるため、ワンストップの窓口機能を果たすとともに、関係部署との連携で具体的な対処方法を提案するようにしています。
- 高齢者の自立生活を支えるため、生活支援サービスやその他福祉サービスを提供し、地域生活の支援を図っています。民生委員や地域見守り協力員等の協力も得ながら、支援が必要な方を把握するとともに、介護予防や重度化防止の大切さを様々な場面で伝えています。
- 一般町民に対する介護予防教室や地区組織の集まりでは、内容やテーマの設定を工夫しています。介護保険サービスの提供においては、介護支援専門員が自立支援の目的をもってサービス調整ができるよう事業者呼びかけをしています。
- 高齢者の社会参加に関しては、豊富な経験や知識、技能を生かした社会参加の機会を確保し、さらに、地域活動の重要な担い手として意欲的な活動ができるよう、シルバー人材センターの法人化を進めました。現在公益社団法人となっているみなべ町シルバー人材センターは、令和2年度末で会員数が166人、活動延べ人数が10,691人と、高齢者の社会参加及び活躍の場となっています。
- 高齢者の居場所づくりとして、平成26年からサロンを立ち上げ、平成28年からいきいき百歳体操を導入し、生活支援コーディネーターと連携しながらサロン等の設置箇所の拡充を図っています。町内各地域19か所で住民主体の通いの場が活動しています。

🔍 みなべ町の今

	データ	掲載頁
第1号被保険者4,057人中、要介護認定者は848人	介護保険の加入・給付状況	104



基本方針

高齢者が元気で豊かな生活が送れるように、介護サービスの充実化や自立の支援、社会参加の推進を図ります。

施策の内容

(1) 介護サービスの充実

健康長寿課

- 介護予防・日常生活支援総合事業として、従前相当の訪問型サービス、通所型サービスを行っており、今後はそれ以外の多様なサービスの導入を検討していきます。

(2) 介護予防の充実

健康長寿課

- 効果的な介護予防を推進するよう、内容の充実や体制整備を進めていきます。
- 介護予防教室等について、引き続き送迎対応や地区会場などの活用を通じて利用しやすいサービスの提供に努めるとともに、参加者数の向上を図っていきます。

(3) 家族への支援

健康長寿課

- 家族の相談に対し、一本化された高齢者福祉・介護保険の窓口と地域包括支援センターの連携で、家族介護者の負担軽減に努めます。相談窓口に関する町民への周知を徹底し、業務のPRに努めます。
- 認知症高齢者の増加や高齢者虐待、権利擁護等の相談が増加し、より専門的な対応も必要になってきているため、関係機関や他市町とのネットワーク構築を一層推進します。

(4) 高齢者の生活自立支援

健康長寿課

- 住み慣れた地域や家での暮らしをできる限り続けるために、安心して暮らせる「住まい」や、自宅で安定して暮らしていくための生活支援・福祉サービスに対する多様なニーズに対応できるよう、様々な支援内容の検討を進めていきます。
- 地域の助け合いの機能を強化しつつ、医療・福祉・介護・健康づくりの部門が目的を共有する「地域包括ケアシステム」の構築に引き続き取り組みます。

(5) 高齢者の社会参加の推進

健康長寿課

- 引き続き、長寿クラブへ補助金等による活動支援を行い、長寿クラブ会員が主体的に地域の介護予防を支え、活躍できる体制づくりを進めます。
- 高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かすため、生きがいづくりと社会参加の機会としてシルバー人材センターの活用と充実を一層図っていきます。

(6) 交流の場の整備

健康長寿課

- 高齢者等が閉じこもりがちにならないよう、居場所づくりとして、気軽に歩いていける地区会場等を利用して、サロン等の設置箇所を拡充させていきます。
- ウィズコロナ時代を見据えつつ、通いの場への送迎、サロンの後方支援等の拡充を図ります。

1

2



基本計画 第2章 長く住みたい魅力あるまち

めばえた時から高齢者まで人を大切にす

2-5 保健・医療・福祉の充実

現状と課題

- 健康づくりを進めるため、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに健康づくりに向けた町民意識の啓発、相談業務の充実を図り、一人ひとりの健康づくりを支援しています。
- 健診受診率の向上を図るため、日程や時間を工夫し、受診しやすい環境づくり、健診未申込者への再勧奨等に努めたところ、令和元年度には特定健診受診率が50%を超えました。また、健診受診者には保健師、栄養士による結果説明会を実施し、毎週金曜日のトレーニング教室開催、年約20回のストレッチ教室開催、年2回の健康講座、健康相談実施など、健康づくりや健康に対する知識の普及・啓発を行っています。
- 梅を積極的に摂取して健康管理・増進に努めることなどを謳った「梅で健康のまち」宣言を平成27年に行い、町民による梅による健康づくりに対する意識の高揚を図っています。
- 社会保障制度としては、各種保険制度等と医療助成制度の適切な運用により、安定した社会保障制度の維持と向上を進めています。介護予防事業の実施や健康診断による病気の早期発見等により医療費の抑制を図り、介護保険料、国民健康保険税等の町民負担をできるだけ抑えるよう努めています。
- 保健事業と介護予防の一体的事業実施に向けて、後期高齢者医療広域連合との連携による体制整備を進めていく必要があります。
- 重度心身障害児（者）医療については、町単独事業で療育手帳B、障害年金1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級を対象とすることで、他町村にはない充実した医療制度を実施していましたが、さらに、平成27年8月より訪問看護療養費も対象としたことで、一層充実した制度となっています。
- 子どもの医療については、平成24年より小中学生を、平成27年からは高校卒業程度までを対象に医療費助成を行っており、子育て支援に対する医療制度として非常に充実したものとなっています。
- 地域福祉については、地域の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりに社会福祉協議会とともに取り組み、平成30年度から5年間で計画年度とする「第3期みなべ町地域福祉計画」により、人のぬくもりのよさを生かした地域福祉を推進しています。社会福祉協議会では小地域福祉活動支援事業等の各種事業を活用した地域づくりを行っています。全国的にひきこもりが社会問題化しており、相談などに応じる体制づくりが求められています。

🔍 みなべ町の 今

	データ	掲載頁
一般被保険者は4,629人、2,281世帯	国民健康保険の加入・給付状況	105
最も受診率が高いのは特定健診で42.0%	各種検診の状況	105



基本方針

町民が心身ともに健康であるように、各種教室やイベントの開催、健診の推進などを通して、町民による主体的な健康づくりを進め、保健・医療・福祉の充実化を図っていきます。

施策の内容

(1)健康づくりの推進

健康長寿課

- 健診については、受診率は県内でも高く、引き続き受診率の向上と健診内容の充実化を図っていくとともに、受診した後のフォロー体制や未受診者への対策にも重点を置いて、健康づくりを進めていきます。
- 町民の心と体を健康に保つための様々なイベントの開催やトレーニング教室、ストレッチ教室、健康講座、健康相談などの内容の充実を図るとともに、町民が梅の里スポーツクラブを通じて健康づくりに参加しやすい体制を構築するなど、健康の維持増進を促進していきます。
- 「自らの健康は自らが守る」を基本に、梅を積極的に摂取して健康管理・増進に努める「梅で健康のまち」宣言にのっとり、健康づくり意識の高揚を図ります。

(2)社会保障制度の充実

健康長寿課

- 保険制度については、いずれの制度についても給付費が増大傾向にあるため、引き続き、介護予防事業の充実や健康診断の健診率の向上を図っていきます。
- 後期高齢者医療広域連合と連携し、保健と介護予防の一体的事業が実施できるよう体制整備を図り、後期高齢者を中心に要介護状態になることの予防等を行っていきます。

(3)地域福祉の充実

健康長寿課

- 地域福祉の充実を図るには、地域の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせることが大事であり、地域での支え合い、助け合いの仕組みづくりが大切です。そのため、町民、行政、町社会福祉協議会、各種団体が情報を共有し、より一層の連携強化を図ります。
- 社会的孤立者への支援の一環として、みなべ町保健福祉センター（ふれ愛センター）においてNPO法人の専門スタッフによるひきこもり相談を実施します。
- 地域における支え合いの体制づくりのため、多様な主体の参加による協議体を、現在ある高城地区以外にも設置するよう取り組みます。

2-6 障がい児者支援の充実

現状と課題

- 令和3年度から5年度を計画期間とする「みなべ町障がい児者プラン（第3期障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」において、「障がいのある人もない人も自分らしさを認めあって共生するみなべ」を基本理念とし、地域住民や関係機関等との協働及び連携、支援体制の構築や整備など、障がい児者への理解や自立に向けた取組を進めています。
- 「みなべ町障がい児者プラン」では、町が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の推進を基本目標の中で設定し、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を実施しています。また、乳幼児期での障がいの早期発見と早期治療の推進に取り組み、ホームヘルプやショートステイなどの居宅サービスを充実させています。
- 町の単独事業として、在宅生活者の障がい児者に対し、在宅扶養手当や福祉手当を支給することにより、障がい児者の福祉の向上を図っています。
- 健康づくりについても、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、スポーツ教室やスポーツ大会（グラウンドゴルフ大会等）を行っています。
- 障がい者サービスから介護保険の移行については、65歳に到達する数か月前より計画相談員と連携し、スムーズに介護保険に移行できるように説明しています。
- 障がい者の雇用や就労については、障がいのある人が意欲や能力があっても就労に結びつかなかったり、働き続けることが難しい現状において、障害者総合支援法を考慮しながら、個々の心身や希望に沿った就労ができるように支援を行い自立と社会参画を促進しています。
- 紀南障害者就業・生活支援センターが中心となり、就労先である作業所等の関係機関と連携して雇用の促進と底上げに取り組んでいます。職場適応への体制を充実させることにより、障がい者雇用に対する事業所の理解及び福祉圏域での障がい者雇用の促進も図っています。

🔍 みなべ町の 今

障害者手帳所持者数は1,008人

データ

掲載頁

障害者手帳
所持者数

105



基本方針

障がい児者が自立し平等に社会参加できるよう、障害者総合支援法などの国の法律や制度改正などを見据えながら、自立生活支援等を進めていきます。

施策の内容

(1)障がい児者の支援の充実

住民福祉課

- 地域生活支援事業の中で、日常生活用具、移動支援、日中一時支援などの事業についてはすでに進められており、その他の事業についても、市町村の必須事業を今後実施できるよう、関係機関と協議を進めていきます。
- 地域生活支援事業で市町村の必須事業である手話奉仕員養成研修事業の実施に向けて引き続き取組を進めます。
- 障がい者サービスから、介護保険に移行する方について、本人・ご家族への説明を引き続き行い、円滑に移行できるよう支援していきます。

(2)雇用・就労の充実

住民福祉課

- 障がい者雇用について事業所の理解を深め、就労機会の確保に努めます。また、障がい者の工賃・賃金向上のため、町民、企業、行政が障がい者に適した業務を発注したり、障がい者の制作した製品を活用するよう、周知等を促進していきます。

1

2



基本計画 第2章 永く住みたい魅力あるまち

めばえた時から高齢者まで人を大切にす

2-7 生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習の指針となる「みなべ町生涯学習振興計画」を策定し、定期的に見直しを行いながら生涯学習の推進を図っています。
- 生涯学習では、公民館事業、図書館サービスの充実を図っています。各地区の公民館で、文化協会に所属するサークルなどが、様々な活動を広げており、公民館を利用する団体に対しては、積極的に文化協会への加盟を呼びかけています。今後、総合型地域スポーツクラブとの連携も視野に入れていく必要があります。図書館サービスでは、祝日の開館を継続し、町民の読書活動を応援しています。
- 町民の運動機会の減少、地域の仲間づくり、多世代交流などスポーツを手段として町の問題解決に住民が中心となって活動する地域総合型スポーツクラブ「梅の里スポーツクラブ」が、令和3年3月に発足し、活動を開始しています。このことから、スポーツの場となる社会体育施設は総合型地域スポーツクラブ会員の利用増加を見込み、人工芝のフットサルコートなどの改修を進めています。
- 生涯学習の企画や助言ができる人材の育成に注力し、生涯学習自体を促進するため、グループへの支援に努めています。教育委員会では、各種団体や個人で様々な活動をしている町民を社会教育委員に委嘱し、生涯学習振興計画などに意見を反映させています。
- 学びたいときに学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報提供を進めるとともに、町民の学習ニーズに対し、相談や助言が行える体制づくりとして学習相談体制の充実化を図っています。担当職員のスキルアップのため、毎年、県が主催する社会教育関係職員を対象としたスキルアップ講座などを積極的に活用しています。
- 文化協会の活動を支援しています。みなべ町文化協会への参加団体数はおおむね50団体が維持されており、町内の各公民館などで活発に文化活動が営まれています。
- 本町には国登録有形文化財や和歌山県指定文化財、町指定文化財をはじめとする数多くの文化財があり、これらを適正に保護していくことが重要となっています。有形文化財については、必要な改修や修理を施しています。
- 本州で有数のアカウミガメの産卵地として知られる千里の浜では、町内の青年たちなどが専門機関と連携しながら、アカウミガメの保護活動を行っています。



みなべ町の今

	データ	掲載頁
町内に国登録有形文化財が3件	国登録有形文化財	106
町内に県指定文化財が24件	県指定文化財	106
町指定文化財が80件	町指定文化財	107



基本方針

子どもから高齢者まですべての町民が生き生きとした生活を送り、自己実現ができるよう、生涯学習やスポーツ振興を進めていきます。
文化活動の支援や文化財の保護を進め、地域文化の振興を図り、次世代に伝える仕組みづくりを構築します。

施策の内容

(1)生涯学習の場の充実

教育学習課

- 生涯学習の拠点となる施設である各公民館、図書館等については、施設の経年劣化に伴う改修・修繕や各施設の利用者のニーズに応じた施設機能向上に努めます。
- 災害時の避難所となっている施設については、避難所としての機能を付加することに努めます。
- 社会体育施設については、総合型地域スポーツクラブなど、利用者ニーズを踏まえて施設設備を充実し、スポーツ振興を図っていきます。

(2)生涯学習の内容の充実

教育学習課

- 引き続き、サークル活動を支援していくとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携も視野に入れながら、新規利用者の開拓にも努めていきます。また、自主学習グループの活動支援も進めていきます。

(3)グループや人材の育成

教育学習課

- 会員の高齢化などが進む中、広報誌などを活用して周知を図り、新規加盟団体発掘に努めていきます。

(4)学習推進体制の充実

教育学習課

- 町民の全体的なニーズを把握しながら、県教育委員会が主催する研修会等に積極的に参加するなど担当職員のみならずスキルアップを図り、学習推進体制を充実させていきます。

(5)文化活動の充実

教育学習課

- 団体の高齢化が進む中、若い世代を文化活動や保護活動に取り込めるような施策を行い、町の文化活動の活発化を図るとともに、指定文化財などを生涯学習に活用していきます。
- 指定文化財をはじめ、後世に遺すべき町の文化財を適正に保存し、継承していきます。



2-8 人権対策の推進

現状と課題

- 行政による人権施策の取組体制を強化し、教育分野における人権教育や啓発の取組を充実させています。人権擁護委員による人権相談を定期的に行い、町民が相談できる場を提供するとともに、街頭啓発や福祉施設への訪問や呼びかけなど様々な方法で町民に人権について考えてもらえるような取組を続けています。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症に関する差別問題が見られた時期には、チラシや広報誌、町内放送等を活用し、周知を強化しました。
- 人権学習として、学校においては、人権問題に対して正しい理解と深い認識が得られるよう、人権教育計画を作成し計画的に人権意識を高める取組を行っています。社会科の授業では、人権問題の歴史や今後の課題等を直接学習し、特別活動では人権教育に関わる講演を聞いたり、体験活動をしています。
- 毎年、町内の小中学校を訪問して人権作文や花運動などを通じて児童生徒が人権について向き合い、考える機会をつくってもらえるよう学校に働きかけを行っています。各校の取組により、児童生徒の人権問題に対する理解や認識も高まっています。
- インターネット上での人権侵害などが社会問題化しており、これらの新しい人権問題についても、今後取り組んでいく必要があります。
- 社会教育においては、みなべ町人権推進委員会と連携して、人権標語の募集や花いっぱい活動などの事業を実施し、広く町民に啓発を行っています。
- 男女共同参画については、啓発活動や体制づくりに努め、男女共同参画推進月間には町の広報誌で町民に向けての啓発を行うことで男女共同参画の推進を図っています。個人やグループにおける女性の活動は活発に行われている面もありますが、町や各種団体等が主催する会議や研修会への参加率や役職等に占める女性の割合をさらに高めていく必要があります。



基本方針

町民が、他者に対してそれぞれの違いを認め、思いやりの心をもって接することができるように人権意識の向上を図り、普及啓発を行っていきます。

施策の内容

(1)人権施策の充実	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ● これまでも人権施策を図ってきましたが、より一層、多くの町民に効果的に啓発できるよう取り組んでいきます。また、町民の価値観や生き方が多様化する中、それに対応できるように職員に対する啓発活動についても取り組んでいきます。 	
(2)人権学習の推進	総務課／教育学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 授業の一環として人権活動がうまく溶け込み、人権意識の向上につながっていくよう、学校での人権作文や花運動等の取組を継続的に進めます。 ● インターネット上での人権侵害など新しい人権問題も視野に、学校で正しい人権認識を育てるとともに、保護者に対する啓発活動も進めていきます。 ● みなべ町人権推進委員会と連携して、引き続き人権標語の募集や花いっぱい活動などの事業を実施し、広く町民に啓発を行います。 	
(3)男女共同参画の社会づくり	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会の実現に向けて、男性、女性という概念にとらわれず、男女がともに活躍できる場をつくるための普及啓発に努めていきます。 	

第3章 便利・安心・安全なまち

施策の背景

3-1 道路・交通網の整備

国道・県道については国や県等への整備を要望し、町の道路は路線網の再検討やコスト縮減を図って整備を進める必要があります。町民の生活交通の確保や利便性向上も重要です。

3-2 地域防災の充実

切迫する巨大地震のリスクや、近年の自然災害の頻発などに対応するため、自主防災や地域防災がこれまで以上に重要となっています。

3-3 消防体制の充実

町民の安心・安全を保持するためには消防対策が重要です。消防団員をはじめ、消防体制の維持と確保に努め、地域消防力の向上を図る必要があります。

3-4 交通安全対策の推進

全国的に、高齢者が交通事故の被害に遭う例や、高齢者が交通事故を起こしてしまう例など、高齢者に関わる交通事故の発生が増えています。また、登下校中の児童生徒が死傷する事故も全国で発生しており、町民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備が重要となっています。

3-5 防犯対策の充実

地域における安心・安全を確保するためには、防犯対策が重要です。近年は、振り込め詐欺などで新たな犯罪手口が現れるとともに、IT化の進展で、これまででは想定できなかった犯罪も登場しています。



施策の体系

- (1) 道路網整備の推進
- (2) 生活交通の確保

- (1) 災害予防体制の確立
- (2) 防災設備の充実
- (3) 災害応急体制の充実

- (1) 消防活動の充実
- (2) 火災予防の啓蒙

- (1) 交通安全の啓発
- (2) 交通安全施設の整備

- (1) 地域ぐるみの防犯活動
- (2) 安全環境の整備
- (3) 消費者保護対策の充実

3-1 道路・交通網の整備

現状と課題

- 本町の道路網は、大きく分けると太平洋に面する海岸部と、紀伊山脈に連なる山間部で構成されています。高速道路は阪和自動車道が、国道は南北に国道42号、東西に国道424号が整備されており、県道は8路線が開通しています。それらの道路を軸として、町道や農林道の整備を進めています。
- 国道では、424号、県道では田辺印南線、滝切目停車場線、芳養清川線等について、継続的に国や県等へ要望活動を行い、整備中の路線については、地元調整を行いながら事業進捗に取り組んでいます。
- 町道では、財源確保が厳しい中、計画期間を延長しつつ整備を進め、主な路線では、浜線、滝線、高野沼川線、熊岡東本庄線の事業を完了しました。また、継続中路線の東神野川線、土井中道線、名の内線については、事業完了に向け取組を進めています。
- 橋梁については、「みなべ町橋梁長寿命化修繕計画」を策定するとともに、町管理道路の安全と快適さを維持するために随時、補修等を行っています。財源確保が難しい中、今後も計画的に補修を進め長寿命化に向け取り組む必要があります。
- 町民の生活交通を確保することも重要です。生活バス路線に対しては、運行補助を毎年行っています。また、コミュニティバスは、路線バス（龍神西線）廃線に伴い、平成29年度より定期便（朝夕各1便）の運行を開始し、通勤・通学者の移動手段を確保しています。利用者数の向上も見られますが、引き続き、広報等を通じて利用促進を図る必要があります。

みなべ町の **今**

町道（1・2級）は48路線、実延長は57,451m

データ

掲載頁

道路の状況

108



基本方針

町民の利便性を確保するため、計画的に道路整備を進めていきます。また、生活交通についても、コミュニティバスの運行形態などを検討し、便利・安心・安全な暮らしの確保に努めていきます。

施策の内容

(1) 道路網整備の推進

建設課

- 国道と県道については、国や県等への要望活動を実施し、早期の整備を推進します。
- 町道については、財源の確保が厳しい中、路線網の再検討やコスト縮減を図り、整備を進めていきます。
- 橋梁及びトンネル等の長寿命化については、管理数も多く、年々老朽化が進んでいく中で、財源確保を行いながら長寿命化を図ります。

(2) 生活交通の確保

総務課

- 安心な暮らしの確保と町内交通の利便性を向上させるため、コミュニティバスの運行状況や利用者のニーズを踏まえながら、運行形態の見直しや効率化を図ります。
- コミュニティバスについて、引き続き、広報等を通して利用促進を図ります。

3-2 地域防災の充実

現状と課題

- 災害予防体制を確立するため、地域での自主防災組織の整備を行っています。
- 「みなべ町自主防災会連絡協議会」が中心となって地域単位の自主防災会の活動促進を図り、地域課題に対応した防災活動を実施するなど防災知識の普及に努めています。各地区の自主防災会が実施する防災研修に対しては、補助金を交付し、防災知識の普及促進を図っています。
- 町民の防災知識、防災意識向上のため、令和2年度に洪水ハザードマップを作成し、各戸に配布しています。
- 要配慮者への対応等についても、災害時の避難に支援が必要な方の把握を行い、地域支援体制が整ったときには支援が必要な対象者名簿が迅速に提供できるように名簿情報の収集に努めています。
- 災害支援ボランティア体制を確立するため、災害ボランティア活動センターの設置等に関する協定をみなべ町社会福祉協議会と締結しています。ボランティア活動に関する専門家の支援が受けられるよう環境整備に努めています。
- 今後発生が予想されている南海トラフ地震や、頻発化している豪雨等により、増加が見込まれる避難場所への避難者に対応できるよう、高台の防災拠点整備及び備蓄品の整備を進めています。また、広範囲にわたる防災拠点関連道路の整備を進めています。
- 津波による人命被害をなくせるよう、継続的な避難訓練の実施と、避難誘導標識等の設置を順次行っています。
- 防災体制充実のため、令和3年4月から、デジタル化した防災行政無線の運用を全町的に行っています。
- 土砂災害防止のため、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を県に要請し推進しています。
- 災害時の応急体制としては、各災害協定に基づき、災害の種類や規模に応じて迅速かつ確に災害応急対策ができるような体制を整備しています。災害時における他の公的機関との相互協力や避難所、物資の提供、輸送に関する協定などを順次締結しています。

みなべ町の

災害時応援協定等は48件

データ

掲載頁

町データ

-



基本方針

大規模な自然災害や、南海トラフ地震の発生に備えるため、災害犠牲者ゼロを目指して、災害対策を進めていきます。

施策の内容

(1) 災害予防体制の確立

総務課消防防災室

- 地域単位の自主防災会には、引き続き「みなべ町自主防災会連絡協議会」が中心となって育成支援等を行い、町全体の防災知識の普及につなげていきます。
- 災害被害を想定したハザードマップ等を活用して防災知識の向上を図り、土砂災害等には早期避難を促進するなど警戒避難体制の充実・強化を図ります。
- 支援体制としては、災害時に避難支援が必要な町民に対し、迅速に対応できるように自主防災会や消防団、民生委員など支援者となる関係者への働きかけを強化します。また、避難所開設訓練など、実践的な訓練を実施し、災害時に適切な運営ができるように人材育成等を通じて、支援体制の構築も充実させていきます。

(2) 防災設備の充実

総務課消防防災室

- 避難場所の備蓄品などの整備を行うとともに、防災体制の充実を進めます。
- 土砂災害の防止対策では、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を推進し、がけ崩れや土石流から人命を守り、人家や公共施設の保全に努めます。
- 南海トラフ地震への対策では、津波避難施設や避難路等の整備を行うことで津波避難対策に努めます。引き続き、高台の防災拠点の整備を推進し、関連する広範囲な道路整備とともに避難行動の円滑化を図ります。
- 地震発生から津波襲来までの円滑な津波退避と自主的な避難行動の徹底のための実践的な訓練を継続実施するとともに、津波避難誘導標識等を設置し、町民はもとより観光客等も避難が迅速に行えるよう、避難者対策に努めます。

(3) 災害応急体制の充実

総務課消防防災室

- 異常気象による大規模災害や南海トラフ地震への応急対策を考慮し、これまで以上に、災害協定の締結を図るとともに、協定締結先との実践的な訓練の実施を進めていきます。
- 災害想定に対応した避難所開設や運営が適切に実施できるように、避難所別の運営マニュアル作成や訓練実施も行っています。

3-3 消防体制の充実

現状と課題

- 消防体制の維持と確保が大きな課題となっていることから、消防団員の確保にも努め、地域消防力の向上を図っています。
- 消防団は、令和3年度時点で8つの分団があり、団員数は301人となっています。毎年、消防ポンプ操作訓練や消防無線機器の通信訓練などを行うとともに、日高広域消防本部の協力を得て、林野火災を想定した訓練を実施するなど、団員の技術向上を進めています。また、令和2年4月には条例を改正して、団員定数の引き上げを行い、広報・啓発活動を主とする女性消防団員を採用しています。
- 各地区の防災訓練で初期消火の講習を行うことで、町民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報機設置が義務化されたことから、高齢者世帯等に設置に対する助成を行い、火災警報機の設置を推進しています。
- 消防水利の充実のため、消火栓や防火水槽の設置を進め、消火栓428基、防火水槽67か所、防火井戸27か所、その他2か所で計524か所が整備されています。
- 火災予防については、火災を未然に防止するため広報活動や講習会を開催して防火意識の高揚に努めています。年末警戒や秋の全国火災予防運動週間及び1月10日から2月27日までの間、冬季特別警戒として消防車による啓発活動を行っています。

🔍 みなべ町の **今**

	データ	掲載頁
消防団員数は301人	消防団員の状況	108
消防車両は26台、消火栓・防火水槽等は522か所	消防車両及び水利の状況	108



基本方針

人口減少や高齢化が進む中、消防体制の維持と確保を図るとともに、町民の防火意識高揚のため、普及啓発を進めていきます。

施策の内容

(1) 消防活動の充実

総務課消防防災室

- 少子高齢化による消防団員の高齢化が進む中、新入団員の確保のため、町内の事業者への協力依頼や町民の理解を深めるさらなる広報活動を推進していきます。

(2) 火災予防の啓蒙

総務課消防防災室

- 町内の火災発件数は年々減少傾向にありますが、国内では毎年火災による死亡が後を絶たない状況です。日頃から防火意識高揚のために、広報活動や講習会を実施していきます。

3-4 交通安全対策の推進

現状と課題

- 学校や地域を通じて交通安全教育の普及に努め、交通指導員を中心に、毎月の街頭指導、春・夏・秋・冬の交通安全運動期間中における街頭啓発及び街頭指導を実施して、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけています。
- 町内小中学校や保育所、こども園などでの交通安全教室では、警察と協力し、交通安全に対する意識向上に取り組んでいます。
- 高齢者による自動車事故を抑えるため、平成30年度から運転免許証の自主返納を促すために、返納者に対して、交通支援となるタクシーやコミュニティバス等の乗車券と商品券を交付しています。
- 児童生徒の通学路については、関係機関の連携を図るため、道路管理者、警察、学校、保護者と教育委員会などがメンバーとなり通学路安全推進会議を設置し、通学路の安全を確保するため定期的な合同点検などを行いながら対策の検討や実施を進めています。
- 交通安全施設の整備では、歩行者の安全を確保するため歩道や狭く危険な箇所の拡幅や改良など、道路状況に応じた安全施設の整備を実施して、高齢者、障がい者、子どもたちに安全で安心できる交通環境の改善を図っています。各自治会からの要望を調査し、カーブミラーやガードレール等の設置を行っています。

🔍 みなべ町の **今**

交通事故による死者数は令和元年2人、令和2年には0人

データ

交通事故
発生件数

掲載頁

109



基本方針

交通安全教育の普及啓発を進め、交通事故の防止に努めます。
 交通の安全が確保できるよう、地域の実情を踏まえ交通安全施設の整備や交通マナーの向上を図るなど、交通安全対策を進めていきます。

施策の内容

(1)交通安全の啓発

総務課

- 交通事故を防ぐためには、一人ひとりの交通安全に対する意識を高めることが重要であり、引き続き街頭啓発や交通安全教室など、積極的な普及活動に努めます。
- 交通指導員の高齢化による後継者問題に対応することと、女性指導員の加入を促進するため、現指導員と協力して広報啓発を実施していきます。
- 子ども、高齢者をはじめとする歩行者の安全確保のため、運転手に対して横断歩道での一時停止、飲酒運転の根絶、その他交通ルールの啓発を引き続き行います。
- 高齢者による事故が全国的に増加傾向にある中、高齢者向け交通安全教室の実施に向けて取り組み、交通安全指導を推進します。

(2)交通安全施設の整備

総務課

- 年々、各地域における状況（住宅、道路等）は変化しているため、引き続き各地域からの要望によりカーブミラーの新設を行っていきます。
- 既設のカーブミラーの老朽化も見られるため、各自治会の協力を得ながら修繕等を行っていきます。

3-5 防犯対策の充実

現状と課題

- 地域コミュニティを活性化し地域ぐるみの防犯活動を支援するため、各自治会と行政との連携を密にするとともに、各自治会においては、声かけ運動を推奨するなど地域のつながりを深めることで防犯活動の充実を図っています。
- 自治会やPTA、交通指導員等による、日頃からの子どもたちへの声かけ運動を促進し、事件等の情報については、自治会、学校を通じて、また町内放送で伝達しています。
- 安全な環境確保の一環として、夜間の犯罪防止のために、各自治会が設置する防犯灯については、新設及びLED灯への取替に対する費用を助成しています。また、犯罪の防止を目的に、通学路や主要交差点、施設等に防犯カメラを設置しています。防犯灯の設置促進及び防犯カメラの設置により、街頭犯罪数が平成29年の20件から令和2年の7件へと減少しています。
- 消費者保護のために、広報活動などを通じ、消費生活に必要な情報を提供して消費生活の安定及び向上に努めるとともに、専門相談員による消費者相談を各月に開催しています。また、消費者被害防止を目的に、地域住民へのよりきめ細かい啓発活動の強化を図るため出前講座を適宜実施しています。

🔍 みなべ町の **今**

防犯カメラの設置総数26台

データ

町データ

掲載頁

-



基本方針

コミュニティ活動などを通じた防犯活動や防犯設備設置の促進などを実施して、防犯対策を進めていきます。

相談窓口や普及啓発などを通して、消費者保護を図っていきます。

施策の内容

(1) 地域ぐるみの防犯活動

総務課

- 各自治会においてコミュニティ活動が活発になるよう、情報の提供と財政的援助をして、行政と地域が連携を取りながら防犯活動の充実を図っていきます。
- 地域ぐるみでの防犯活動の強化のため、引き続き、子どもたちへの声かけ運動を推進していきます。

(2) 安全環境の整備

総務課

- 防犯灯の新設及びLED灯への取替に対し、引き続き自治会への助成をしていきます。
- 防犯カメラは、必要箇所の調査及び各自治会からの要望を参考に、今後も継続的に設置していきます。個人宅への設置に対する助成については、検討していきます。

(3) 消費者保護対策の充実

産業課

- 広域で相談窓口を設置し、近年増加している高齢者等を狙った悪質商法被害の防止に重点において、消費者被害に遭わないよう町民への啓発強化を図ります。
- 啓発講座の実施回数を増やすことと、巡回相談の体制強化について検討していきます。

第4章 町民参画と官民協働のまち

施策の背景

4-1 町政への町民参加・参画の推進

町政への町民参加・参画を推進するためには、町政の情報を積極的に町民に発信し、町民の声を聞き、町民とともに町政を運営していく必要があります。また、行政だけでは難しい町民主体のまちづくりの重要性も高まっており、若者や女性の参画を広げることや、各種団体によるまちづくり活動を支援することも重要です。

4-2 行政改革の推進

多様化し高度化する町民ニーズや地方分権、地域間競争の激化など、地方行政を取り巻く環境はますます厳しくなっています。このような環境の中では、柔軟に対応できる組織づくりを行い、地方自治体自らが創意工夫してその体質の強化を進めていく必要があります。また、行政サービスの利便性を確保しながら、広域的に行うことで効率化が図れる事務については広域化を検討していくことも重要です。

4-3 財政基盤の安定化

厳しい財政状況にあっても、町民への行政サービス充実は不可欠なものであり、しっかりとした財政基盤を確立する必要があります。地方債の繰上償還や地方債発行の抑制、経費の削減など、財政運営の健全化を引き続き追及していくことが重要です。



施策の体系

- (1) 広報活動の充実
- (2) 町民参加・参画の推進
- (3) 多様な活動主体の支援

- (1) 行政運営の効率化
- (2) 職員の資質向上
- (3) 情報公開の充実
- (4) 広域行政の展開

- (1) 健全な財政運営
- (2) 税収の確保と住民負担の適正化
- (3) 歳出の見直し
- (4) 独立採算制の確保

1

2



4-1 町政への町民参加・参画の推進

現状と課題

- 広報活動については、より開かれた町政を目指して広報と広聴活動の充実に努め、「広報みなべ」を月1回発行し、必要に応じてお知らせなどのチラシ等を作成して各戸へ配布しています。広報誌や町のホームページは、できるだけ文章を簡潔にし、イラストや写真等も用いて、わかりやすく、読んでもらえるような記事になるよう努めています。
- 町政への町民参加や参画を推進するため、町長等が各地区に出向き地区懇談会を開いたり、町政に対するアンケートの実施や提案箱の設置、各種協議会等の会議において意見の聴取を行うなど町民の声を行政活動に反映させて、計画段階から町民と一体となったまちづくりを進めています。町政への町民参加・参画では、若者や女性の参画を促す工夫や仕組みづくりが課題となっています。
- まちづくりに携わる各種団体への活動助成を実施しており、それぞれの団体において知恵を出し合いながら地域の活性化を推進しています。



基本方針

町民の町政への積極的な参画を推進するため、広報誌やホームページなどを通して積極的に広報活動を進め、情報発信を行っていきます。

各区や各種委員会、グループ等の活動を把握して、より細かく町民の意見や要望を収集する広聴活動に努めていきます。

行政だけではなく、町民、事業者、NPO などとの協働を図りながらまちづくりを進めていきます。

施策の内容

(1) 広報活動の充実

総務課

- 広報誌は、内容をより充実させて、町民が見たくなるような、よりわかりやすいつくりを努めるとともに、広聴（町民の声）を取り入れた記事を掲載できるよう努めていきます。
- 町のホームページは、最新の情報提供が可能であり、その利点を生かすような記事の掲載を目指します。運用にあたっては、常に最新の情報に更新していくよう努めていきます。
- 個人情報保護条例との整合性を図りながら、町民の知る権利を尊重し情報の公開に努めていきます。

(2) 町民参加・参画の推進

総務課

- 町民との対話を大切にし、町民の参加と参画を推進していきます。若者や女性も含め、すべての人が町政に関わり、参加していくという気運が高まるよう、地区懇談会や町内のイベントなどを開催していきます。

(3) 多様な活動主体の支援

総務課

- まちづくりに携わる各種の団体が、それぞれに知恵を出し合いながら地域の活性化につながるよう、活動の支援やサポートを行っていきます。

4-2 行政改革の推進

現状と課題

- 行政運営の効率化を図るために行政改革大綱を定め、総合的で効率的な行財政運営に努めています。平成19年度に「行政改革第1次実施計画」、平成24年度に「第2次実施計画」、平成29年度に「第3次実施計画」を作成し、事務の効率化を図りながら行政運営の効率化にも努めてきています。
- 行政組織としては、住民生活重視型の組織づくりを進め、合併当時、町長部局に15の課・室があったところ、平成19年度には10の課・室、平成26年度には9の課に再編しています。
- 平成30年度には3つの課内室を設けて組織強化を図り、特に幼児教育室では、認定こども園新設へ向けての公立幼稚園・保育所、民間保育所の統合などを円滑に進めることができました。今後もワンストップサービスの充実を図り、町民がサービスの提供を受けやすい体制づくりを進めていく必要があります。
- 行政運営のIT化では、基幹系システムや情報系システムにクラウドシステムを導入しており、事務では児童扶養手当、特別児童扶養手当等のシステム化を実施しています。今後に必要な事務に関してはシステム化を図ることとしています。
- 公共施設の管理については、平成28年度に「みなべ町公共施設等総合管理計画」を策定し、町の管理する施設全体の実態と課題について町民と共有しつつ長期的な視点で計画的に取り組んでいます。
- 職員については、業務量の的確な把握に努めるとともに、業務の委託を検討した上での職員の適正な定数管理を行っています。また、新規採用時や各職歴に応じて和歌山県市町村職員研修協議会や町独自の研修への参加を促し、職員の資質の向上に努めながら、職員の適性や能力に応じた人員配置を図っています。
- 情報公開を積極的に行うことにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、公正で民主的なまちづくりを推進しています。職場内においても情報公開条例や公文書の開示等に関する規則についての理解を含め、文書の保存期間の徹底や情報公開を念頭においた整理を行うなど、情報公開制度の適正な運用に努めています。
- 広域行政を推進するために、共同で行うほうが効率的に処理できる事務については、一部事務組合などを設立して他の自治体と共同処理を進めています。これまで、住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金の管理や回収に関して、和歌山県住宅新築資金等回収管理組合の設立、廃棄物の最終処分場の設置や管理、運営に関する事務を共同処理する目的で紀南環境広域施設組合の設置、障がい児者の相談支援として、西牟婁圏域共同の支援センターの設置、介護保険の認定事業等に係る協議会の設置などを行っています。



基本方針

町民ニーズの多様化などに対応しながら、効率的な行政運営を推進するとともに、行政サービスを提供する職員の資質と能力の一層の向上を図っていきます。

施策の内容

(1) 行政運営の効率化

総務課

- 社会変化の状況に合わせて柔軟な組織づくりを行い、事務の効率化や町民へのサービスの向上に努めます。事務の効率化を図るためのシステム化については、今後も必要な事務に関して費用対効果を見据えながら進めていきます。
- 施設の管理については、公共施設等総合管理計画に沿い、状況に応じた施設の効率的な使用や更新について長期的な視野で取り組んでいきます。

(2) 職員の資質向上

総務課

- 社会経済情勢の変化や多様化する行政への期待と町民ニーズに対して的確に対応していくため、各職員の業務に対する知識や職員の仕事に対する取組、職員の職務職責に対する意識の向上を目指して、継続的に各種研修への積極的な参加促進や職場内での各業務に対する勉強会などの機会創出を行います。
- 職員のコンプライアンス意識のより一層の向上を図るとともに、行政に対する町民の信頼を得られるよう事務、事業を進めていきます。

(3) 情報公開の充実

総務課

- 町民の知る権利を尊重し、町民に対する説明責任と透明な行政を進めるために、職員の情報公開制度に対する理解も深めます。
- 情報公開について、個人情報保護法の全面改正を受け、今後の個人情報の取扱いに関して整合を図りながら進めます。

(4) 広域行政の展開

総務課

- 町民に対する行政サービスの利便性などを考慮しながら、広域的に処理をするほうが効率的な事務については、状況も見極めつつ必要に応じて、他団体と協議しながら広域行政に努めます。

4-3 財政基盤の安定化

現状と課題

- 交付税措置のある有利な地方債の発行を行うとともに、償還額以内の発行に努めています。経費削減については、当初予算時に予算編成要領を策定し、経費の精査・見直しを行って経費の抑制、削減につなげています。
- 平成28年度に「公共施設等総合管理計画」、令和2年度に「個別施設計画」を策定し、将来的な財政負担や利用の方向性などを定めて、適正な施設管理に努めています。
- 歳入については、税収を確保するために、町民への納付を呼びかけるなどして納付率の向上に努め、また、納付手段の多様化を図るために、コンビニエンスストア収納、電子納付、共通納税のシステムを導入しています。滞納整理については、地方税回収機構や和歌山県への引継制度を利用して税負担の公平性を確保し、徴収率の向上を図っています。
- 歳出については、経常経費の削減や、建設事業の優先度の検討を進めるなど、支出の見直しを行っています。その結果、町の借金である地方債残高については25%減少させ、町の預金である積立金残高は150%増加させることができています。
- 独立採算制が基本である公営企業については、「公営企業経営健全化計画」を策定し、事業ごとに健全化を進めています。水道事業については、「みなべ町水道事業経営戦略」により、上水道事業と簡易水道事業の使用料金の統一化を図りました。また、「みなべ町下水道事業経営戦略」により、公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図っています。
- 水道事業では、施設の老朽化への対応、人口減少による使用料金の減収への対応が課題となっています。



みなべ町の今

	データ	掲載頁
令和2年度の歳入合計は116.7億円	歳入決算額の状況	109
令和2年度の歳出合計は107.6億円	目的別歳出決算額の状況	110
令和2年度の人件費は12.3億円	性質別歳出決算額の状況	110
令和2年度の地方債残高は165.8億円	地方債残高の状況	111
令和2年度の積立金残高は56.9億円	積立金残高の状況	111



基本方針

町政の維持継続と町民へのサービス充実、町民の税等の負担軽減などを図るため、歳出や歳入について健全化を図り、財政基盤の安定化に努めていきます。

施策の内容

(1)健全な財政運営

総務課

- 財源は限られるものの、経常経費については減少することはないと考えられるため、内容の精査をより強化し、抑制・削減に向けた取組を行います。

(2)税収の確保と住民負担の適正化

税務課

- 納税業務を遂行する上で個人情報の管理を徹底しながら、税や公共料金を納めやすい環境を充実させるため、納税手段の多様化（スマートフォンによる納税等）を図り町民の負担軽減に努めていきます。
- 未納が生じた場合は、迅速かつ確に対応するとともに、複雑になりがちな権利関係等を明確にすることで滞納額を増やさないようにし、負担の公平性に努めていきます。

(3)歳出の見直し

総務課

- 社会保障などの支出である民生費に係る経費や、業務に係るシステム化の費用が今後も増加することが見込まれることから、施設の効率的な利用や事務の効率化を図りながら、人口減少時代に対応していけるような財政運営の健全化に努めていきます。
- 事務の効率化については、時代に沿った形で自動化などを今後検討していきます。

(4)独立採算制の確保

生活環境課

- 人口減少時代を迎えて、水道事業などは、使用料金の減収が予想されるため、今後は状況を見ながら使用料金の適正化を図っていくなど、経営の健全化を進めていきます。

第5章 うめ世界一の元気なまち

施策の背景

5-1 農業の振興

本町では、比較的温暖で雨量も多いという気象条件を生かし、梅、みかん、ウスイエンドウ、花きなどといった農作物の栽培が行われてきました。農業は町の基幹産業であり、加工業や観光などを含めると裾野が広く、期待できる分野です。

5-2 林業の振興

本町の森林面積は総面積の約64%を占め、材木や備長炭など林産物の供給を含む森林は、町に豊かさをもたらすとともに、水源涵養や自然環境保全などの観点からも重要な産業基盤です。しかし、木材需要の減少や林業従事者の高齢化と後継者不足など厳しい状況も続いています。

5-3 漁業の振興

岩礁地帯では刺し網漁業、沖合では回遊魚を対象とした巻き網漁業、そして沿岸では刺し網、はえ縄、一本釣りなどの漁船漁業が行われており、多様な魚種が水揚げされています。資源管理や、獲る漁業から育てる漁業への転換が重要です。

5-4 商工業の振興

大規模店舗の進出、消費者ニーズの多様化、ネット通販等の普及により、本町の商業は非常に厳しい状況にあります。工業は、梅の他産地との競争が激化し、製材や繊維も、海外製品との競争にさらされています。

5-5 観光の振興

本町には、千里の浜、南部梅林、うめ振興館、紀州備長炭振興館などの観光資源があります。観光振興は観光産業だけでなく農林水産業の振興にもつながるなど、非常に重要な位置づけにあります。平成27年に千里の浜を含む海岸域が吉野熊野国立公園に編入され、また、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されました。こうした追い風をつかみ、観光振興をより進めることが重要です。



施策の体系

- (1) 農業基盤の整備
- (2) 担い手への支援
- (3) 生産・加工技術の向上
- (4) 流通・販売の拡大

- (1) 林業基盤の整備
- (2) 生産・加工技術の向上
- (3) 流通・販売の拡大

- (1) 漁業基盤の整備
- (2) 生産・加工技術の向上
- (3) 流通・販売の拡大

- (1) 商業の活性化
- (2) 事業所等の誘致・創業支援の推進
- (3) 経営発達支援計画の推進

- (1) 観光PRの推進
- (2) イベント等企画実施
- (3) 受入れ体制の整備

5-1 農業の振興

現状と課題

- 人口減少と高齢化はすべての産業に影響を及ぼしますが、とりわけ就業者の多い農業では、後継者の不足とともに、労働力の減少、また耕作放棄地の増加といった深刻な問題をもたらしています。
- 農業経営基盤の安定のため、農道や農業用排水路を整備し、優良農地を確保するとともに、既存農地の有効活用についての検討も行っています。また、農業の多面的機能の観点から、水田活用及び防災機能も備えるため池の機能診断、修繕等を行っています。
- 新たな活動に取り組む団体を支援するため、農業振興団体等への助成事業を行っています。組織や団体に加入していない農業者に対する技術指導が課題となっています。
- 生産技術の向上のため、農地の有効利用や生産者の育成、営農指導や高品質安定生産技術への対応などを図っています。樹園地の若返り対策として改植への補助を行い、土づくり対策にはその経費の一部を補助しています。傾斜園地での土づくり対策が課題です。
- 特定の鳥獣による農作物への被害は年々拡大しており、捕獲や防護柵の設置等を行い、地元猟友会の協力も得て防止対策に取り組んでいます。
- 梅の6次産業化を進めるため、「紀州みなべ梅酒特区」の認定を受けるなど、高付加価値等をつける環境整備を進めています。地域ブランドの維持発展のため、消費拡大キャンペーンや梅干、梅酒、梅料理などの梅加工品をスーパーなどの店頭や催事でPRしています。
- 梅の機能性研究では、皮膚の老化予防効果に有効であることを実証し、特許を出願しました。機能性表示制度を活用した梅干加工製品も商品化されています。美容と健康をキーワードに、糖化抑制効果や認知症への効果、また、抗ウイルス作用検証として新型コロナウイルスを含む各種ウイルスに対する検証試験を行っています。
- 「梅干おにぎり条例」の制定や「梅で健康のまち」宣言、世界農業遺産の認定等を活用して一層のブランド化を図っています。
- 農家による6次産業化では、生産、加工から消費までをつなげる方策、食品衛生法に関する届出等への対応、消費者へ向けた効果的なPRなどが課題となっています。
- 梅と、林業や水産業との連携も進め、備長炭や海産物とのコラボレーションによる販売促進にも取り組んでいます。若年層における梅離れへの対応が課題となっています。
- 梅だけでなく、野菜や花きなどの栽培も推進しています。ウスイエンドウは施設栽培を中心に生産が行われており、「紀州うすい」として地域団体商標に登録されるなど、ブランド化、産地化が進められています。また、単一果樹経営では生産者にとってリスクが大きいいため、果樹だけではなく野菜や花きなども生産する複合経営への転換も推進しています。



みなべ町の今

農業を営んでいるのは1,269経営体、
うち個人主業経営体は648経営体

データ

農業経営体
の状況

掲載頁

111



基本方針

梅の機能性研究などにより高付加価値等をつけるための取組や農家への支援等を強化し、梅をはじめとする農産物の6次産業化、農業従事者の意欲向上と所得向上を目指します。担い手等の育成と確保を図るとともに、生産性の優れた営農を可能とする環境整備を行います。

施策の内容

(1) 農業基盤の整備

産業課

- 農道及び農業用排水路の補修等を行い、機能の長寿命化を図るとともに、耕作放棄園による梅生産量の減少を補うために優良農地の確保を図ります。また、梅についても、改植による園地の若返りを推進します。
- 経営に長けた農業後継者や農業法人等の育成・大規模化・スマート農業の普及を図ります。
- ため池機能も防災と密接に結びつくことから、整備や修繕を進めていきます。

(2) 担い手への支援

産業課／うめ課

- 若者の就農意識の醸成を図るため、南部高校との連携を進め、JAとも連携しながら、Uターン・Iターン等を含めた若者や女性、社会人などの就農支援を行います。後継者世代へは、農業の魅力発信を行い後継者不足問題の解消を図ります。
- 営農支援を強化して農業経営の安定を図り、担い手の支援を進めていきます。
- 繁忙期における労働力を確保するため、農家や援農者の心得をまとめたハンドブックの活用等により雇用環境を整える取組を進めます。

(3) 生産・加工技術の向上

産業課／うめ課

- 梅栽培技術の向上や梅干加工品質の向上を引き続き行います。樹園地は、生産安定を図るため改植を推進します。また、単一果樹経営によるリスクを軽減するため、野菜や花き生産用ハウスの導入などの支援を通して複合経営を進めます。
- 農作物鳥獣害防止対策として、個体数調整や被害防除、生息環境管理などの総合的な方策を検討していきます。

(4) 流通・販売の拡大

うめ課

- 若年層の梅離れへの対応として、若者のニーズ把握やスポーツ・梅・健康の3つを組み合わせたPR、梅の機能性研究の成果についてのPRと消費拡大につながる活用方法を検討していきます。また、機能性表示制度のさらなる活用を進めます。
- 「梅＝健康」に関する様々な情報を世界に発信することを謳った「梅で健康のまち」宣言の活用を促進していきます。
- 国際大会や全国大会等へのPR、梅と梅干の海外進出、外食産業への売り込みなどを進めながら、引き続きPRを強化していきます。
- 梅だけでなく、ウスイエンドウをはじめ、野菜や花きなどのブランド化も推進していきます。

1

2



基本計画 第5章 うめ世界一の元気なまち

ちからづよい生業を育てる

5-2 林業の振興

現状と課題

- 林業基盤の整備について、林道改良では、平成26年度に東神野川木の川線が開通し、計画路線のすべてが完成しています。林道は修繕及び舗装を継続的に実施しています。
- 森林の公益的機能の保全のため、保安林の整備と治山事業の促進を図っています。保安林については、徐々に間伐等の整備が進められており、治山事業についても、県が事業主体となり山腹事業や治山ダム、山地災害工事等を実施しています。治山事業は、山林部で工事をするが多いため車両等を通す仮設道の設置が課題となっています。
- 町の特産品である紀州備長炭については、備長炭製造技術を継承するために後継者の育成や生産技術の向上に努めています。生産者の高齢化などにより、技術者は減少しているものの、1ターンなどの新規参入者により、若干ではあります後継者の育成ができてきています。
- 紀州備長炭の生産を振興し、山村地域の振興を図るため、生産者団体が行う生産施設の整備、窯の修繕、作業道の新設に対して補助を行っています。
- 備長炭のブランド化などによって需要の拡大を図り、梅や海産物とのコラボレーションで販売促進にも取り組んでいます。

🔍 みなべ町の今

	データ	掲載頁
林業を営んでいるのは12経営体	林業経営体の状況	112
備長炭の生産量は年間15万 kg、生産者は28人	備長炭の生産量の状況	112



基本方針

町の重要な資産である山の資源を有効活用し、資源の流通及び販売の拡大を目指します。林道の保全を進めるとともに、後継者の育成、備長炭の安定的な生産を進めます。

施策の内容

(1) 林業基盤の整備

産業課

- 林道の機能が効率的に発揮できるよう適正に維持管理することで、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に努めます。
- 森林の整備については、間伐等を進めていくとともに、治山事業も県と連携し進めていきます。特に、備長炭の原木については減少しており、みなべ川森林組合や備長炭生産者組合等と連携して、雑木を伐採し、原木の生育促進を進めていきます。

(2) 生産・加工技術の向上

産業課

- 生産や加工技術の向上に向けて、森林組合の技術力向上と経営体質強化、民間素材生産事業者との連携を図っていきます。
- 備長炭生産者の減少に歯止めをかけるべく、窯の修繕費用などを助成し、引き続き技術の継承及び製炭者の育成に努めます。また、伐採した雑木を薪やチップにして販売する取組などを進め、備長炭生産者の収入確保にも努めます。

(3) 流通・販売の拡大

産業課

- 他の産業との相乗効果が出るようなPR活動を実施するとともに、備長炭の原料となる原木の育成状況などを見据えながら、引き続き、販売の拡大を進めていきます。

1

2



5-3 漁業の振興

現状と課題

- 本町では多様な魚種が水揚げされていますが、漁獲量の減少や価格低迷の影響もあり、漁業は厳しい状況にあります。漁業基盤を整備するため、漁獲量の確保が図れるよう漁場の改良を進めるとともに、長寿命化や機能強化計画等を作成して、漁港及び漁港施設の計画的な整備を進めています。
- 海藻の群落（藻場）が著しく衰退したことで磯焼け状態となり、沿岸漁業に大きな影響を及ぼしています。藻場の造成及び育成を図ることで磯根資源の回復を図り、漁獲量の増加と漁労所得の向上を目指して磯根漁場再生事業を実施していますが、思うような効果が現れていないのが現状です。
- 獲る漁業から育てる漁業への転換について試験研究を行っています。生産技術を向上させるため、市場ニーズに合ったヒラメやクエ等の稚魚の中間育成及び放流を実施して資源管理型漁業の推進を図っており、こうした魚種の漁獲量は年々安定している状況にあります。ただ、水産加工品の開発や加工業者の育成については、大規模事業者との価格競争の問題があるため厳しい状況であることに変わりはありません。
- 流通や販売については、魚食の普及、PR、ブランド化を推進するとともに、産業観光の充実を図り販売の拡大に努めています。魚食の普及については、一般や小学生等を対象に漁師料理体験を実施しています。また、各種イベント等にも参加し、梅や備長炭とのコラボで販売促進に取り組んでいます。

🔍 みなべ町の今

	データ	掲載頁
海面漁業を経営しているのは63経営体	海面漁業 経営体の状況	112
陸揚量は年間約330t	漁獲量の状況	112



基本方針

資源管理型漁業を推進し、梅産業や林業と連携を取りながら、流通や販売の拡大を進めます。

施策の内容

(1) 漁業基盤の整備	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ● 海藻の群落（藻場）が著しく衰退し、磯焼け状態になるなど藻場の育成が課題になる中、引き続き、原因を追究し、藻場の造成及び育成を図ることで、磯根資源の回復に努めます。 ● 施設の長寿命化計画にのっとり、適切な時期に整備を行っていきます。 	
(2) 生産・加工技術の向上	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ● 稚魚の中間育成及び放流についての効果は十分に期待できるため、継続して育成や放流を行い、資源管理型漁業の推進強化を図ります。 ● 獲る漁業から育てる漁業への転換について試験研究を引き続き行います。 	
(3) 流通・販売の拡大	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ● 魚食の普及については、学校給食での提供や漁師料理体験等を企画し、幅広く魚に興味をもってもらよう実施していきます。 ● 梅産業や林業と連携し、PR等を進めていきます。 	

5-4 商工業の振興

現状と課題

- 商業では、郊外型大規模店舗の進出やネット通販の普及など厳しい状況の中でも、商工業を活性化するため商工会などの関係機関と連携し、消費者ニーズに対応したきめ細かいサービスと生活情報が提供できる店づくりを支援しています。
- 工業では、低塩梅干や味付け梅干といった、消費者ニーズに即した新商品の開発なども進められていますが、他産地との競争の激化などが生じています。食品以外の製材や繊維といった産業についても、海外製品との競争で厳しい状況にあります。
- みなべ町ふるさと応援寄付（ふるさと納税）では、返礼品として梅加工品をはじめとする特産品などを多く設定しており、全国へ向けての産物紹介、情報発信につながっています。
- 平成27年度から創業支援事業計画が国の認定を受け、創業希望者に対する補助金等の支援が活用できるようになっています。
- 若者の定住促進や雇用の場を確保するため、地元企業の経営基盤の安定化を進め、また、町の土地利用計画との整合性も図りながら、優良企業の誘致に努めていく必要があります。
- 商工業の持続的発展のため、農業、林業、漁業から観光の振興までの関係者が連携し、地場産業を生かした地域活性化について総合的に検討していく必要があります。

みなべ町の今

	データ	掲載頁
卸売業は35事業所、小売業は145事業所	商業の状況	113
製造業は60事業所、従業者数は1,477人	製造業の状況	113



基本方針

商工会などの関係機関と連携し、商業の活性化に取り組んでいきます。
事業所などの誘致を進めるとともに、第二起業やベンチャー企業の育成にも努めていきます。

施策の内容

(1) 商業の活性化

産業課

- 商工業者や商店街への支援強化として後継者育成支援を行うとともに、空き家店舗を利用して商業の活性化を図ります。
- みなべ町ならではの商品について、みなべ町ふるさと応援寄付（ふるさと納税）をきっかけとする全国的な認知も活用しながら、さらなる販売拡大も含めたPRを検討していきます。
- 新型コロナウイルス感染症等による新しい生活様式の広がりも見据え、取引状況などのデジタル化を推進します。

(2) 事業所等の誘致・創業支援の推進

産業課

- 環境に優しい事業所や工場の誘致を図るとともに、創業支援事業計画を活用した創業希望者を増やすため周知活動を積極的に行い、地場産業との連携やテレワーク等、第二起業やベンチャーによる新規立地企業の育成に努めます。

(3) 経営発達支援計画の推進

産業課

- 小規模事業者の持続的発展と成長に向けて、地域資源を活用した地域ブランドの創出とブラッシュアップや認知度アップに努めます。
- 需要開拓や事業者の新陳代謝と活性化支援を行うための計画策定を進め、商工会による小規模事業者への経営支援の取組を一層強化します。
- 商工会、町、観光協会、農協、漁協等で構成する「みなべ産業活性化会議（仮称）」を立ち上げ、「地場産業」を中心として地域活性化の方向性について検討していきます。

5-5 観光の振興

現状と課題

- みなべ観光協会と連携し、観光PR機能を強化して観光推進体制の整備を図っています。みなべ観光協会、日高地域、南部梅林、田辺梅林と町が共同でイベントへの参加などを行い、大都市圏や県内観光客にPRしています。
- 同業種での6次産業化のみならず、産業全般の活性化に資するよう各種産業との連携強化を図れるような戦略を検討しています。梅と魚、炭と魚、梅と炭など各種産業との共同PRや、コラボレーション商品のPR及び商品開発への支援等を実施しています。
- 平成23年度にみなべ観光協会のホームページを作成、その後英語版も作成し、より見やすくより魅力あるものを発信できるよう整備しています。平成27年度には観光パンフレットを改訂し、現在は多国語版もホームページに掲載しています。さらに、Facebookやインスタグラムといった、閲覧者と近いつながりをつくれるSNSを利用し、観光スポットやイベント等の情報を発信しています。神社や観光施設での英語版案内看板の設置も進めています。
- みなべ観光協会で、平成24年度からみなべ町の周遊を促進するため「みなべ周遊スタンプラリー」を実施し、年々応募者が増加しています。祭や寺社仏閣、特産品等、町の魅力を知ってもらう「みなべウォーク」は認知度も増し、毎回リピーターも含め多くの申込みがあります。
- 町の魅力を伝える人材の育成では、「みなべ観光ガイドの会」や、「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会梅システムマイスター」の活動強化を図っています。
- 宿泊施設等の設備の充実とサービスの向上を図り、受入れ体制を整えています。例として、観光公衆トイレを洋式化（温水洗浄便座付）し自動センサー付に改修したり、宿泊施設や観光施設へのWi-Fi環境の整備と外国人観光客に対する多言語表記化に取り組みました。
- みなべ観光協会下部組織の教育旅行誘致委員会とともに、県外（愛知県、広島県、埼玉県等）に向けた誘致活動も実施して観光素材を生かした新たな体験を提案することで、修学旅行や体験学習にも結びつけています。また、御坊日高教育旅行誘致組織（紀州体験交流ゆめ倶楽部）により、日高地域広域連携で事業を拡大していくことも必要です。

🔍 みなべ町の

令和2年は年間7.2万人の宿泊者、32.5万人の日帰客

データ

掲載頁

観光客数の状況

113



基本方針

観光客の増加に向け、観光客のニーズを把握し、学生や外国人観光客の誘客も見据えながら、観光PRを推進します。

自然公園の魅力発信や世界農業遺産の活用、イベント等の実施などにより、観光振興を進めていきます。

観光は他の産業への波及効果も高いことから、各種産業との連携を進めながら相乗効果の向上を図っていきます。

施策の内容

(1)観光PRの推進	うめ課
------------	-----

- 観光協会、農業団体、商工会等の連携により、県外の観光客に向けての観光PR、情報発信を強化します。特に、梅の開花時期に多くなる観光客に対し、みなべ観光マップを活用して町の知られていない側面もアピールしながら、また訪れたいくなるような町としての情報を提供します。観光客のニーズを見据えつつ滞在人口を増やし、町内での消費を増やすための取組について、創意工夫を重ねながら検討していきます。
- 道の駅「みなべうめ振興館」は、梅の歴史・特徴、町の歴史・文化等の情報発信に加え、特産品販売など観光客へのサービス提供、PRの拠点として活用していきます。
- ホームページやSNS等、さらなる整備と情報発信の仕方を検討し、外国人観光客向けには、情報発信ツール（パンフレット・ホームページ等）の多言語化も引き続き進めていきます。

(2)イベント等企画実施	うめ課／産業課／教育学習課
--------------	---------------

- 梅とスポーツを融合させたイベントなど新たな企画を模索しながら、イベントPRの強化を進めていきます。みなべウォークは、リピーターに加え、新しい人も参加できるような方法を検討していきます。
- 観光客のニーズである「知る」「ふれる」「体験する」「つぶやく」に適應して、新しく作り出したものではなく、元々みなべ町にある、みなべ町でしかできない生の体験を発掘していきます。
- 外国人向けの体験も発掘し、わかりやすく発信する仕組みを検討していきます。

(3)受入れ体制の整備	うめ課／産業課／教育学習課
-------------	---------------

- 観光案内役となるみなべ観光ガイドの会を育成するとともに、資質向上を図っていきます。
- 梅システムマイスター塾の開催などを実施し、梅生産の伝統技法や世界農業遺産の魅力を伝える人材の育成を図っていきます。
- 外国人観光客への対応として、看板や情報発信ツール（パンフレット・ホームページ等）の整備を引き続き実施していきます。
- 修学旅行等でも民泊を希望する学校が増加していることから、受入れ強化のため、農家民泊認定の補助や支援を強化するとともに、御坊日高教育旅行誘致組織（紀州体験交流ゆめ倶楽部）との連携を密にしていきます。

資料編



- 1 統計等データ
- 2 みなべ町長期総合計画審議会条例
- 3 審議会委員名簿
- 4 諮問
- 5 答申
- 6 審議経過



資料編

1 統計等データ

1-1 自然との共生の推進

▼ ごみ資源化の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみの資源化量 (t)	514.1	490.9	605.3	604.5	590.6
リサイクル率 (%)	14.9	14.4	20.6	20.9	21.0

資料：生活環境課（各年度末現在）

1-2 土地利用の促進

▼ 公営住宅等の状況

設置者	総戸数	簡易耐火平屋	簡易耐火構造2階	準耐火構造2階	木造平屋	木造2階
町 (戸)	204	4	65	32	48	55
県 (戸)	18	0	18	0	0	0

資料：建設課（令和3年4月1日現在）

1-3 上下水道の整備

▼ 上水道の状況

施設名	給水開始年月	水源	給水戸数	1日最大給水量 (m)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
みなべ町上水道	昭和44年9月	地下水・表流水	5,764	6,195	13,650	12,234	89.6

資料：生活環境課（令和3年4月1日現在）

▼ 下水道の状況

公共下水道				
処理区域	全体計画区域面積 (ha)	供用開始区域面積 (ha)	供用開始区域内処理人口 (人)	普及率 (%)
みなべ処理区	288.4	280.96	9,713	97.4

農業集落排水						
処理区域	供用開始年月	供用区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	全加入件数 (件)	接続件数 (件)	接続率 (%)
西岩代	平成10年9月1日	19.4	640	132	115	87.1
東岩代	平成11年9月1日	17.3	760	186	157	84.4
受領	平成13年1月4日	3.7	190	35	32	91.4

資料：生活環境課（令和3年4月1日現在）



1-4 環境衛生対策の推進

▼ ごみ処理量の状況

年度	焼却ごみ (kg)	埋立てごみ (kg)	資源ごみ (kg)
平成29年度	2,730,770	177,960	490,978
平成30年度	2,217,170	109,720	605,365
令和元年度	2,212,870	63,080	604,543
令和2年度	2,136,290	80,580	590,630

資料：生活環境課（各年度末現在）

2-1 少子化対策の推進

▼ 保育所等の状況

保育所（園）名	設立年月	職員数 (人)	定員 (人)	園児数（人）			
				計	3歳児以下	4歳児	5歳児
南部保育所	昭和51年4月	13 (8)	60	49	29	12	8
上南部子ども園	昭和52年4月	27 (19)	150	151	76	38	37
高城保育所	平成16年4月	8 (5)	60	27	11	10	6
清川保育所	昭和45年4月	4 (2)	19	9	6	1	2
愛之園保育園	昭和23年6月	15 (4)	60	48	31	8	9
ひかり保育所	昭和32年4月	4 (0)	60	12	9	3	0
南部幼稚園	昭和2年5月	5 (2)	60	32	9	10	13

※（ ）内は臨時職員数

資料：教育学習課（令和3年4月1日現在）

▼ 令和4年度の保育所等

保育所（園）名	設置	所在地	定員（人）
上南部子ども園	公立	みなべ町西本庄1065番地	150
高城保育所	公立	みなべ町広野9番地	60
清川保育所	公立	みなべ町清川2229番地	19
みなべ愛之園子ども園	私立	みなべ町南道141番地1	160

※みなべ愛之園子ども園は、令和4年4月に開園します。

2-2 教育の充実

▼ 学校の状況

学校名	平成23年		平成28年		令和2年		令和3年		
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	
小学校	南部	14	374	14	351	13	299	13	283
	岩代	7	70	7	67	5	48	5	44
	上南部	13	275	10	235	8	200	9	199
	高城	6	79	6	54	5	46	5	49
	清川	7	59	3	38	4	16	4	19
計	47	857	40	745	35	609	36	594	
中学校	南部	11	231	9	214	8	191	9	188
	上南部	5	118	7	140	6	122	5	114
	高城	4	47	3	63	3	43	3	35
	清川	4	31						
	計	24	427	19	417	17	356	17	337

※平成28年の高城中学校の数値は、平成26年度に高城中学校と清川中学校が統合した新高城中学校です。

資料：学校基本調査（毎年5月1日現在）

2-3 青少年の育成

▼ 青少年センター相談件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
青少年センター 相談件数（件）	12	8	15	8	8

資料：教育学習課（各年度末現在）

2-4 高齢者福祉の充実

▼ 介護保険の加入・給付状況

加入状況	給付の状況			
第1号被保険者 （人）	要介護認定者（人）	総給付額（千円）	年平均利用者数（人）	一人当たりの給付 額（円）
4,057	848	1,460,008	705	2,070,934

資料：健康長寿課（令和3年4月1日現在、給付の状況は令和2年度実績）

2-5 保健・医療・福祉の充実

▼ 国民健康保険の加入・給付状況

区分	加入状況		医療費の状況	
	世帯数（世帯）	被保険者数（人）	総費用額（千円）	一人当たりの診療費（円）
一般被保険者	2,281	4,629	1,174,026	250,006

資料：住民福祉課（加入状況は令和3年4月1日現在、医療費の状況は令和2年度実績）

※診療費は、入院・入院外・歯科診療に要した費用

※一人当たりの診療費は、費用額を年間平均被保険者で除した額

▼ 各種検診の状況

健診名	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
特定健診	3,243	1,362	42.0
胃がん検診	3,421	434	12.7
ヒロリ（ABC）菌検査	143	42	29.4
大腸がん検診	5,068	1,665	32.9
肺がん検診	5,068	1,881	37.1
肺がん検診CT検査	531	58	10.9
前立腺がん検診	1,201	319	26.6
子宮頸がん検診	3,686	560	15.2
乳がん検診	2,581	504	19.5
骨粗しょう症健診	624	186	29.8
脳ドック	58	10	17.2

資料：健康長寿課（令和2年度）

2-6 障がい児者支援の充実

▼ 障害者手帳所持者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳（人）	661	738	704	707	702
療育手帳（人）	151	161	161	161	161
精神障害者保健福祉手帳（人）	121	126	138	144	145
合計（人）	933	1,025	1,003	1,012	1,008

資料：住民福祉課（各年度末現在）

2-7 生涯学習の推進

▼ 国登録有形文化財

No.	種別	指定年月日	名称
1	住宅 建築物	H21.8.25	大江家住宅主屋
2	住宅 建築物	H26.10.7	大江家住宅大蔵
3	住宅 建築物	H26.10.7	大江家住宅東蔵

資料：教育学習課

▼ 県指定文化財

No.	区分	指定年月日	名称
1	建造物	S43.6.27	須賀神社本殿（3棟）
2	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石板卒塔婆 1号碑
3	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石板卒塔婆 2号碑
4	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石板卒塔婆 3号碑
5	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石板卒塔婆 4号碑
6	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石板卒塔婆 5号碑
7	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石板卒塔婆 6号碑
8	美術工芸品	S35.8.16	刀 銘於南紀重国造之
9	美術工芸品	S35.8.16	刀 銘於南紀重国造之
10	天然記念物	S33.4.1	いすのきの純林
11	史跡	S33.4.1	岩代の結松
12	史跡	S33.4.1	岩代王子跡
13	史跡	S33.4.1	千里王子跡
14	史跡	S33.4.1	三鍋王子跡
15	天然記念物	S33.4.1	丹河地蔵堂のイチョウ
16	天然記念物	H27.1.15	みなへ町沖のオオカワリギンチャク生息地
17	名勝・天然記念物	S39.7.20	千里の浜
18	民俗文化財	S44.4.23	六斎念仏
19	民俗文化財	S51.3.11	名ノ内の獅子舞
20	民俗文化財	H5.4.13	西岩代八幡神社回舞台
21	民俗文化財	H28.3.15	東岩代の子踊り
22	民俗文化財	H28.3.15	西岩代の子踊り、西岩代の獅子舞
23	民俗文化財	H30.3.14	須賀神社の秋祭
24	民俗文化財	S49.4.9	紀州備長炭製炭技術

資料：教育学習課

▼町指定文化財

No.	区分	指定年月日	名称
1	建造物	H8.3.1	高城天宝神社
2	建造物	S59.3.20	自然石板状卒塔婆
3	建造物	S59.3.20	自然石板状卒塔婆（御旅所）
4	建造物	S59.3.20	自然石板状卒塔婆（芝氏の墓）
5	建造物	S59.3.20	安養寺の宝篋印塔
6	建造物	S59.3.20	鹿島の宝篋印塔
7	絵画	S59.11.10	勝専寺の狸々画
8	絵画	H8.3.1	御霊宮競馬図
9	絵画	H8.3.1	牛若弁慶図
10	絵画	H8.3.1	義経八双跳図
11	絵画	H8.3.1	騎馬武者図
12	絵画	H8.3.1	神社境域図
13	絵画	H8.3.1	鯨図
14	絵画	H8.3.1	鯨図
15	絵画	H8.3.1	神馬渡御図軸
16	彫刻	S56.10.12	木造阿弥陀如来三尊立像
17	彫刻	S56.10.12	安養寺の黒仏（恵心僧都坐像）
18	彫刻	S56.10.12	木造薬師如来坐像
19	彫刻	S56.10.12	木造地藏菩薩坐像
20	彫刻	S56.10.12	木造薬師十二神将像
21	彫刻	S56.10.12	木造阿弥陀如来立像
22	彫刻	S56.10.12	木造聖観音菩薩立像
23	彫刻	S59.3.20	岩代王子社の神像
24	彫刻	H4.3.25	超世寺如来形坐像
25	彫刻	H4.3.25	道林寺毘沙門天立像
26	彫刻	H4.3.25	光明寺誕生仏像
27	彫刻	H4.3.25	常楽観音堂菩薩形立像
28	彫刻	H4.3.25	奥谷薬師堂薬師三尊立像
29	彫刻	H4.3.25	須賀神社木造神馬
30	工芸	S57.11.10	勝専寺の一重切の一笛
31	工芸	H4.3.25	超世寺梵鐘
32	書跡	S57.11.10	宝物鑑觴当山正当記
33	書跡	S57.11.10	安養寺縁起
34	書跡	S57.11.10	安養寺祭文
35	書跡	S57.11.10	山内重賢の宝永大地震津波之記
36	書跡	S57.11.10	熊代繁里の嘉永大地震津波之記
37	書跡	S59.3.20	東岩代八幡神社の棟札
38	書跡	S59.3.20	東岩代区有文書
39	書跡	H8.3.1	高城天宝神社棟札
40	考古	H4.3.25	前谷出土打製（刃部磨製）石斧

No.	区分	指定年月日	名称
41	考古	H4.3.25	青蓮谷出土大型三角石包丁
42	考古	H4.3.25	青蓮谷出土柱状片刃石斧
43	考古	H4.3.25	田文字出土松喰籠文鏡
44	考古	H4.3.25	田文字出土蔵骨器
45	考古	H4.3.25	瓜谷出土蔵骨器
46	考古	H4.3.25	西木庄出土菊花双雀鏡
47	考古	H4.3.25	熊岡経塚出土経筒
48	考古	H4.3.25	熊岡経塚出土青白磁合子
49	考古	H4.3.25	熊岡経塚出土刀子
50	考古	H8.3.1	熊岡大谷遺跡出土凹石
51	考古	H8.3.1	熊岡大谷遺跡出土石篋
52	無民	H2.8.28	南道の奴行列
53	無民	H8.3.1	清川天宝神社住吉太鼓
54	無民	H8.3.1	極楽寺虫送り
55	天然	S55.9.25	堺地藏堂のソテツ
56	天然	S55.9.25	勝専寺のソテツ
57	天然	S55.9.25	鹿島神社のヤマモモ
58	天然	S55.9.25	東岩代八幡神社のクス
59	天然	S56.7.5	南高梅の母樹
60	天然	S59.3.20	西岩代川川口のハマボウの群落
61	天然	S59.3.20	鹿島
62	天然	H19.4.1	アサマリンドウの群落
63	史跡	H8.3.1	平須賀城跡
64	史跡	H8.3.1	野辺氏一族の墓所
65	史跡	H8.3.1	龍神氏一族の墓所
66	史跡	H8.3.1	花地氏一族の墓所
67	史跡	S55.9.25	東岩代古墳
68	史跡	S55.9.25	小目津古墳
69	史跡	S55.9.25	大目津泊り遺跡
70	史跡	S55.9.25	城山古墳跡
71	史跡	S55.9.25	南部の台場跡
72	史跡	S55.9.25	芝古墳
73	史跡	S55.9.25	山内繁樹の墓
74	史跡	S59.3.20	徳本上人名号塔
75	史跡	S59.3.20	光明寺の一字一石宝篋印塔
76	史跡	S59.3.20	市谷山城跡
77	史跡	S59.3.20	熊代繁里の墓
78	史跡	H19.4.1	万葉の故郷（岡と結）
79	史跡	H19.4.1	高田土居城跡
80	史跡	H21.3.1	片倉峠の一里塚

1

2

3



資料編 1 統計等データ

3-1 道路・交通網の整備

▼ 道路の状況

区分	路線数	実延長 (m)	備考
路道線幹格規高	1	8,583	
国道	国交省管理	1	9,625
	県管理	1	27,136
県道	主要県道	3	16,497
	一般県道	5	20,168
町道	1・2級	48	57,451
	その他	901	284,106
主要林道	3	7,197	名之内線、桃の川線、上洞上木台線

資料：建設課（令和3年4月1日現在）

3-3 消防体制の充実

▼ 消防団員の状況

組織	管轄	団員数 (人)
本部	—	8
第1分団	南部	33
第2分団		29
第3分団		28
第4分団	岩代	28
第5分団	上南部	50
第6分団		50
第7分団	高城	37
第8分団	清川	38
総数	—	301

資料：総務課消防防災室（令和3年4月1日現在）

▼ 消防車両及び水利の状況

消防車両 (台)		消火栓	防火水槽	消火井戸
消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車			
5	21	428	67	27

資料：総務課消防防災室（令和3年4月1日現在）



3-4 交通安全対策の推進

▼ 交通事故発生件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人身事故(件)	37	31	14	17	12
負傷者数(人)	54	43	17	18	13
死者数(人)	1	0	1	2	0

資料：和歌山県交通年鑑（各年未現在）

4-3 財政基盤の安定化

▼ 歳入決算額の状況

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町税	1,439,535	1,523,099	1,547,910	1,585,714	1,593,303
地方譲与税	70,522	70,186	70,741	76,784	85,411
利子割交付金	3,023	4,268	4,115	1,950	2,061
配当割交付金	7,449	9,326	7,244	9,112	8,110
株式等譲渡所得割交付金	3,699	8,849	6,086	4,861	9,424
地方消費税交付金	205,413	214,455	227,516	216,047	264,185
自動車取得税交付金	16,357	21,777	21,958	11,736	—
環境性能割交付金	—	—	—	3,225	6,592
法人事業税交付金	—	—	—	—	3,799
地方特別交付金	3,885	3,742	4,615	34,798	9,130
地方交付税	3,998,237	3,910,682	3,694,988	3,551,662	3,558,933
交通安全対策特別交付金	1,616	1,601	1,463	1,212	1,221
分担金及び負担金	12,503	11,580	16,016	11,306	12,401
使用料及び手数料	150,485	156,757	152,548	136,101	110,913
国庫支出金	1,141,616	1,147,938	1,279,726	969,435	2,633,206
県支出金	782,011	684,419	699,664	835,457	644,147
財産収入	8,552	34,162	21,225	9,418	8,802
寄附金	33,942	37,120	35,112	64,978	96,477
繰入金	14,860	12,526	13,223	11,905	21,822
繰越金	777,260	830,999	817,422	771,299	901,312
諸収入	145,361	163,457	222,664	171,440	72,573
町債	656,949	967,821	1,098,826	935,493	1,627,663
合計	9,473,275	9,814,764	9,943,062	9,413,933	11,671,485

資料：総務課

▼ 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
議会費	69,089	76,646	75,550	75,909	72,683
総務費	907,854	1,054,004	800,284	717,200	1,961,597
民生費	2,019,737	2,038,162	1,950,442	1,995,722	2,247,681
衛生費	510,389	517,634	480,075	507,898	555,663
農林水産業費	968,429	928,416	1,023,769	843,907	755,912
商工費	114,692	108,348	92,089	103,154	393,775
土木費	934,958	1,142,944	1,491,916	1,135,355	1,036,976
消防費	528,856	636,999	831,681	1,073,533	1,656,731
教育費	744,131	879,249	1,053,574	696,980	912,370
災害復旧費	263,807	135,689	152,108	221,149	105,971
公債費	1,580,334	1,479,251	1,220,275	1,141,814	1,064,934
合計	8,642,276	8,997,342	9,171,763	8,512,621	10,764,293

資料：総務課

▼ 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	937,771	936,858	947,104	936,170	1,231,289
物件費	1,366,191	1,441,348	1,495,559	1,655,418	1,441,029
維持補修費	30,863	36,570	37,732	37,323	49,336
扶助費	860,374	841,594	789,291	771,675	777,843
補助費等	1,019,386	1,033,884	945,994	985,145	2,448,318
普通建設事業費	1,291,346	1,842,206	2,416,379	1,678,897	2,536,075
災害復旧事業費	263,807	135,689	152,108	221,149	105,971
公債費	1,580,334	1,479,251	1,220,275	1,141,111	1,064,934
積立金	240,496	209,934	150,565	56,175	63,713
投資及び出資金	0	0	0	0	15,148
繰出金	1,051,708	1,040,008	1,016,756	1,029,558	1,030,637
合計	8,642,276	8,997,342	9,171,763	8,512,621	10,764,293

資料：総務課

▼ 地方債残高の状況

(単位：千円)

会計名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普通会計	10,347,970	9,925,639	9,877,071	9,731,300	10,344,470
農業集落排水事業特別会計	2,278,321	2,132,386	1,983,583	253,221	222,900
公共下水道事業特別会計	4,009,932	3,955,115	3,894,352	5,370,482	5,066,656
簡易水道事業特別会計	428,199	512,106	578,188	584,200	—
水道事業会計	273,083	339,903	325,305	364,160	947,076
合計	17,337,505	16,865,149	16,658,499	16,303,363	16,581,102

※簡易水道事業特別会計は、令和2年4月に水道事業会計へ統合しました。

資料：総務課

▼ 積立金残高の状況

(単位：千円)

積立金残高	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	5,243,388	5,450,572	5,589,937	5,644,827	5,698,302

資料：総務課

5-1 農業の振興

▼ 農業経営体の状況

(単位：経営体)

総数	個人経営	団体経営		
		主業	準主業	副業的
1,269	1,259	648	158	453

資料：農林水産省「2020農林業センサス」(令和2年2月1日現在)

▼ 梅の栽培面積と生産量の推移

		平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	令和元年
栽培面積	みなへ町 (ha)	1,819	1,920	2,140	2,170	2,150
	和歌山県 (ha)	4,540	4,950	5,620	5,590	5,390
	全国 (ha)	19,000	18,600	18,200	17,000	15,200
	町/全国 (%)	9.6	10.3	11.8	12.8	14.1
生産量	みなへ町 (t)	27,630	24,500	32,400	34,800	26,400
	和歌山県 (t)	60,500	61,600	71,500	71,400	57,500
	全国 (t)	119,100	113,700	115,200	111,400	88,100
	町/全国 (%)	23.2	21.5	28.1	31.2	30.0

資料：うめ課

5-2 林業の振興

▼ 林業経営体の状況 (単位：経営体)

総数	個人経営	団体経営
12	8	4

資料：農林水産省「2020農林業センサス」(令和2年2月1日現在)

▼ 備長炭の生産量の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生産者(人)	36	31	35	33	28
生産量(kg)	210,105	178,560	157,980	127,335	152,370

資料：産業課

5-3 漁業の振興

▼ 海面漁業経営体の状況 (単位：経営体)

総数	個人	専業	兼業		共同経営
			漁業が主	漁業が従	
63	57	22	26	9	6

資料：農林水産省「2018年漁業センサス」(平成30年11月1日現在)

▼ 漁獲量の状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
陸揚量(t)	2,529.3	1,596.4	745.3	383.0	329.9
陸揚額(百万円)	376	336	366	306	254

資料：産業課(各年1月1日～12月31日)



5-4 商工業の振興

▼ 商業の状況

	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
卸売業	35	192	5,314
小売業	145	715	13,259
計	180	907	18,573

資料：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」（平成28年6月1日現在）

▼ 製造業の状況

事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	粗付加価値額（百万円）
60	1,477	34,887	1,383

資料：経済産業省「2020年工業統計調査」（令和2年6月1日現在）

5-5 観光の振興

▼ 観光客数の状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
宿泊者（人）	175,719	173,002	180,388	176,054	72,072
日帰客（人）	474,068	453,500	487,972	495,956	325,588

資料：和歌山県「観光客動態調査報告書」

2 みなべ町長期総合計画審議会条例

平成16年10月1日条例第9号

改正 平成19年3月26日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、みなべ町長期総合計画を立案するため、審議会を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の長期総合計画に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 諸団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務を処理するため、総務課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第3号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

3 審議会委員名簿

番号	団体・組織等	役職	氏名	備考
1	和歌山大学	教授	辻本 勝久	会長
2	みなべ町自治振興委員会	会長	松川 嘉之 (二葉 彰)	
3	みなべ町消防団	団長	西原 英男	
4	みなべ町自主防災会連絡協議会	会長	西山 博康	副会長
5	みなべ町社会福祉協議会	会長	小谷真千子	
6	みなべ町民生児童委員会	会長	中家 長久	
7	みなべ町長寿クラブ連合会	会長	岡田 政吉	
8	食生活改善推進協議会	会長	寺谷 恵子	
9	母子保健推進委員会	会長	榎本真由美	
10	みなべ町農業委員会	会長	松本 博文	
11	みなべ町農業振興協議会	会長	小田 修	
12	みなべ川森林組合	組合長	田中 昭彦	
13	みなべ町備長炭生産者組合	組合長	森口 道夫	
14	みなべ町漁業振興協議会	会長	小谷 繁	
15	みなべ町商工会	会長	植田 英明	副会長
16	紀州みなべ梅干協同組合	代表理事	殿畑 雅敏	
17	みなべ町観光協会	会長	岩本 恵子	
18	みなべ町教育委員会	職務代理	南 史恵	
19	みなべ町連合PTA	会長	楠谷 和弘	
20	みなべ町小中学校長会	世話人	爰川 英人	
21	青年クラブみなべ	会長	竹中 美一	
22	みなべ町青少年健全育成町民会議	会長	天野 仁	
23	みなべ女性会	会長	松川 賀子	
24	みなべ町議会 総務文教常任委員会	委員長	谷本 吉弘	
25	みなべ町議会 産業建設常任委員会	委員長	真造 賢二	

※敬称略、() は前任者。

1

2

3



資料編

2 みなべ町長期総合計画審議会条例・3 審議会委員名簿

4 諮問

みなべ第4296号

令和3年8月4日

みなべ町長期総合計画審議会

会長 辻本勝久様

みなべ町長 小谷芳正

第2次みなべ町長期総合計画後期基本計画について（諮問）

平成29年3月に策定しました、みなべ町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画からなる、第2次みなべ町長期総合計画の前期基本計画が令和3年度で終了することから、基本構想の時点修正及び後期の基本計画策定について、貴委員会の意見を求めます。

みなべ町のまちづくりを確実に推進していくため、ご審議いただきたくよろしく申し上げます。

5 答申

令和4年2月22日

みなべ町長 小谷 芳正 様

みなべ町長期総合計画審議会
会長 辻本 勝久

第2次みなべ町長期総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年8月4日付みなべ第4296号により本審議会に諮問された第2次みなべ町長期総合計画後期基本計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

現在のみなべ町は、少子高齢化、人口減少とそれに伴う空き家の増加、後継者不足や労働力減少など大きな課題を抱えております。こうしたなか、みなべ町をより良い方向に進めていくためにも、住民参画のもと協働でまちづくりが進められるとともに、10年先、20年先を見据えた人口減少対策に一層の取組が行われることを希望します。

1

2

3



資料編
— 4
諮問・5
答申

6 審議経過

	日付	審議等の内容
第1回審議会	令和3年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次みなべ町長期総合計画後期基本計画の策定について ・策定スケジュールについて ・「みなべ町まちづくりに関するアンケート」の結果について
第2回審議会	令和3年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の修正について ・後期基本計画について
第3回審議会	令和3年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の修正について ・後期基本計画について
第4回審議会	令和4年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画について
	令和4年2月5日 ～2月18日	パブリックコメントの実施
答申	令和4年2月22日	第2次みなべ町長期総合計画後期基本計画(案)の答申

第2次みなべ町長期総合計画（後期基本計画）

令和4年3月

発行：和歌山県みなべ町

編集：みなべ町役場 総務課

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742

T E L : 0739-72-2015 F A X : 0739-72-1223

